

株 主 各 位

東京都千代田区大手町一丁目6番1号

三菱地所株式会社

取締役社長 杉 山 博 孝

第117回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第117回定時株主総会を下記により開催致しますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、後掲の株主総会参考書類をご検討いただき、2016年6月28日（火曜日）午後5時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時**2016年6月29日（水曜日）午前10時****2 場 所**

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号

ロイヤルパークホテル 3階「ロイヤルホール」**3 会議の目的事項****報告事項**

1. 2015年度（自2015年4月1日至2016年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 2015年度（自2015年4月1日至2016年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 定款一部変更の件
- 第3号議案** 取締役15名選任の件
- 第4号議案** 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件

本年より、株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産は取り止めとさせていただきます。

何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

4 議決権の行使に関する事項

議決権の行使には次の3つの方法がございます。

後掲の株主総会参考書類をご検討の上、議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。
また、議事資料として、本冊子及び同封の「2015年度報告書」をご持参下さい。

日 時

2016年6月29日（水曜日）
午前10時

郵 送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入の上、切手を貼らずにご投函下さい。

行使期限

2016年6月28日（火曜日）
午後5時45分到着分まで

インターネット等



本招集ご通知3頁の記載をご確認の上、パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイトにアクセスし、議案に対する賛否をご入力下さい。

行使期限

2016年6月28日（火曜日）
午後5時45分入力分まで

1. 当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネット等による議決権行使のお手続はいずれも不要です。
2. 議決権行使書とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
3. 代理人により議決権を行使される場合は、当社定款第17条の定めにより、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として委任する場合に限られます。但し、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

以上

◎ 次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の定めにより、下記当社ウェブサイトに掲載しておりますので、別添の「2015年度報告書」には記載していません。

① 連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」 ② 計算書類のうち「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、修正後の事項を下記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

<http://www.mec.co.jp/j/investor/stock/shareholder/index.html>

インターネット等による議決権行使のご案内



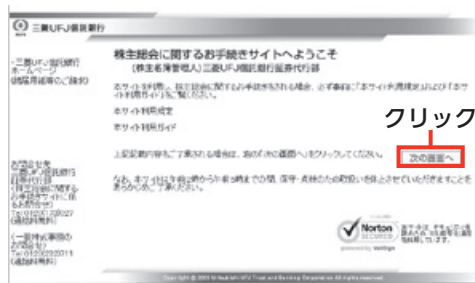
インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

1 議決権行使サイトにアクセスする

議決権行使サイトにアクセスして
「次の画面へ」ボタンをクリックして下さい。

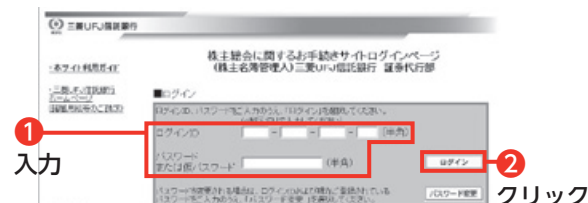
議決権行使サイト

<http://www.evote.jp/>



2 ログインする

同封の議決権行使書用紙に表示された
「ログインID」と「仮パスワード」をご入力いただき、
「ログイン」をクリックして下さい。



これでログインが完了です。
以降、画面の案内に沿ってお進み下さい。

- ※ 毎日午前2時から午前5時までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- ※ 議決権行使書とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- ※ インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
- ※ インターネット等のご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となりますので、ご了承下さい。

システム等に関するお問い合わせ

インターネット等による議決権行使でパソコン
又はスマートフォンの操作方法がご不明な場合
は、右記にお問い合わせ下さい。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027（通話料無料）

受付時間 午前9時～午後9時

機関投資家の皆様へ

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号 議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下の通りと致したいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、丸の内再構築をはじめとする今後の事業展開に伴う資金需要にも配慮しつつ、配当を中心に、株主の皆様に対する安定的な利益還元に努めていくことを利益配分の基本方針とし、業績の水準等を総合的に勘案しながら、決定して参りたいと考えておりますことから、当事業年度の期末配当につきましては、以下の通りと致したいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき 金 9 円 総額 12,486,954,132 円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2016年 6 月30日

なお、中間配当金として金 7 円をお支払いしておりますので、当事業年度の年間配当金は、前事業年度に比べ 1 株につき 2 円増の 16 円となります。

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役会による経営監督機能の更なる強化、並びに業務執行における権限・責任の明確化及び意思決定の迅速化を推進すると共に、経営の透明性・客観性の向上を図るべく、指名委員会等設置会社へ移行することと致したいと存じます。これに伴い、取締役や取締役会に係る規定の変更、各委員会や執行役の規定の追加、監査役や監査役会に係る規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第 3 条の目的について追加を行うものであります。
- (3) 会社法の改正により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、社外取締役以外の業務執行を行わない取締役についてもその期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約に関する規定（現行定款第 27 条）について所要の変更を行うものであります。なお、現行定款第 27 条の変更に關しては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 上記の変更に伴う条数の変更等、その他規定の整備等、所要の変更を行うものであります。
- なお、本議案における定款変更は、本定時株主総会終結の時をもって効力を生じるものとします。

2. 変更の内容

定款変更の具体的な内容については、次の通りです。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 2 条 (条文省略)	第 1 条～第 2 条 (現行通り)
第 3 条 本会社は次の業務を営むことを目的とする。	第 3 条 本会社は次の業務を営むことを目的とする。
1. ～12. (条文省略)	1. ～12. (現行通り)
(新 設)	<u>13. 警備業法に基づく警備業</u>
13. (条文省略)	14. (現行通り)
(新 設)	<u>第 4 条 本会社は、指名委員会等設置会社として、株主総会及び取締役のほか、取締役会、指名委員会、監査委員会、報酬委員会、執行役及び会計監査人を置く。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第4条 (条文省略)	第5条 (現行通り)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第5条～第11条 (条文省略)	第6条～第12条 (現行通り)
第 3 章 株 主 総 会	第 3 章 株 主 総 会
第12条 (条文省略)	第13条 (現行通り)
第13条 株主総会は法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議にもとづき取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは取締役会であらかじめ定めた順序により他の代表取締役がこれを招集する。	第14条 株主総会は法令に別段の定めがある場合のほか、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれを招集する。当該取締役に事故あるときは取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
第14条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当る。取締役社長に事故あるときは取締役会であらかじめ定めた順序により他の代表取締役がこれに当る。	第15条 株主総会の議長は執行役社長がこれに当る。執行役社長に事故あるときは取締役会であらかじめ定めた順序により他の執行役又は取締役がこれに当る。
第15条～第17条 (条文省略)	第16条～第18条 (現行通り)
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
第18条 本公司は取締役会を置く。	(削 除)
第19条 本公司の取締役は15名以内とし、株主総会においてこれを選任する。 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。 取締役の選任は累積投票によらないものとする。	第19条 本公司の取締役は18名以内とし、株主総会においてこれを選任する。 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。 取締役の選任は累積投票によらないものとする。
第20条 (条文省略)	第20条 (現行通り)
第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 取締役会は、その決議によって取締役会長及び取締役社長各1名を定めることができる。	第21条 取締役会は、その決議によって取締役会長を定めることができる。
第22条 本公司は、取締役会の決議によって相談役を置くことができる。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
第23条 <u>取締役会は本会社の重要な業務の執行を決定する。</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。 第24条 取締役会は取締役会長がこれを招集する。取締役会長に欠員又は事故あるときは<u>取締役社長がこれを招集し、取締役社長にまた事故あるときは取締役会であらかじめ定めた順序により他の代表取締役がこれを招集する。</u> 取締役会を招集するには、会日より3日前に各取締役及び各監査役にその通知を発する。但し、緊急の必要がある場合にはさらにこれを短縮することができる。 第25条 取締役会の議長は取締役会長がこれに当る。取締役会長に欠員又は事故あるときは<u>取締役社長がこれに当り、取締役社長にまた事故あるときは取締役会であらかじめ定めた順序により他の代表取締役がこれに当る。</u> 第26条 本会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u> (新 設) 第27条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>但し、当該契約にもとづく責任の限度額は金1,000万円以上であらかじめ定めた額と法令で規定する最低責任限度額のいずれか高い額とする。	第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。 第23条 取締役会は取締役会長がこれを招集する。取締役会長に欠員又は事故あるときは取締役会であらかじめ定めた順序により<u>他の取締役がこれを招集する。</u> 取締役会を招集するには、会日より3日前に各取締役にその通知を発する。但し、緊急の必要がある場合にはさらにこれを短縮することができる。 第24条 取締役会の議長は取締役会長がこれに当る。取締役会長に欠員又は事故あるときは取締役会であらかじめ定めた順序により<u>他の取締役がこれに当る。</u> 第25条 本会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 第26条 <u>取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u> 第27条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>但し、当該契約にもとづく責任の限度額は金1,000万円以上であらかじめ定めた額と法令で規定する最低責任限度額のいずれか高い額とする。

現 行 定 款	変 更 案
第 5 章 監査役及び監査役会	(削 除)
第28条 本会社は監査役及び監査役会を置く。	(削 除)
第29条 本会社の監査役は5名以内とし、株主総会においてこれを選任する。 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。	(削 除)
第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(削 除)
第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削 除)
第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。	(削 除)
第33条 監査役会を招集するには、会日より3日前に各監査役にその通知を発する。但し、緊急の必要がある場合にはさらにこれを短縮することができる。	(削 除)
第34条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約にもとづく責任の限度額は金1,000万円以上であらかじめ定めた額と法令で規定する最低責任限度額のいずれか高い額とする。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>第 5 章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u>
(新 設)	<u>第28条 本会社の指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会においてこれを選定する。</u>
(新 設)	<u>第29条 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会に関する事項は、法令及び定款において定めるもののほか、取締役会において定める各委員会規則による。</u>
(新 設)	<u>第 6 章 執 行 役</u>
(新 設)	<u>第30条 本会社の執行役は、取締役会においてこれを選任する。</u>
(新 設)	<u>第31条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度の末日までとする。</u>
(新 設)	<u>第32条 取締役会は、その決議によって代表執行役を選定する。</u> <u>取締役会は、その決議によって執行役社長を定める。</u> <u>前項に定めるほか、取締役会は、その決議によって役付執行役を定めることができる。</u>
<u>第 6 章 会計監査人</u> <u>第35条 本会社は会計監査人を置く。</u> <u>第36条～第37条 (条文省略)</u>	<u>第 7 章 会計監査人</u> (削 除) <u>第33条～第34条 (現行通り)</u>
<u>第 7 章 計 算</u> <u>第38条～第41条 (条文省略)</u>	<u>第 8 章 計 算</u> <u>第35条～第38条 (現行通り)</u>

当社は、第 2 号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行致します。それに伴い、取締役13名及び監査役 4 名の全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了となりますので、取締役15名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	1	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
再任		
木村 恵司		
(1947年 2 月 21 日生)		
▶ 所有する当社の株式数		
28,000株		
		1970年 5 月 当社入社
		1996年 6 月 秘書部長
		1998年 1 月 企画部長
		2000年 4 月 企画本部経営企画部長
		2000年 6 月 取締役企画本部経営企画部長
		2003年 4 月 取締役兼常務執行役員企画管理本部副本部長
		2003年 6 月 常務執行役員企画管理本部副本部長
		2004年 4 月 専務執行役員及び(株)ロイヤルパークホテルズアンドリゾーツ取締役社長
		2004年 6 月 代表取締役現在に至る
		専務執行役員及び(株)ロイヤルパークホテルズアンドリゾーツ取締役社長
		2005年 6 月 取締役社長
		2011年 4 月 取締役会長現在に至る
		重要な兼職の状況
		(一社)不動産協会理事 長 ロックフェラーグループ社取締役
		取締役候補者とした理由等
		当社の部署長及び担当役員を経て、2005年 6 月より2011年 3 月までは取締役社長として、2011年 4 月からは取締役会長として当社の経営を担っており、当社における経営経験及び当社グループの事業に関する豊富な知識と経験を活かし、当社グループの中長期的な企業価値向上に資することを期待したためであります。

候補者番号 2

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

再任

すぎやま ひろたか
杉山 博孝
(1949年7月1日生)

▶ 所有する当社の株式数
25,000株

1974年 4 月 当社入社
2001年 4 月 企画本部グループ企画部長
2002年 4 月 企画本部経理部長
2003年 4 月 企画管理本部経理部長
2004年 4 月 執行役員企画管理本部経理部長
2005年 4 月 執行役員企画管理本部総務部長
2006年 4 月 執行役員総務部長
2007年 4 月 常務執行役員
2007年 6 月 取締役常務執行役員
2010年 4 月 取締役専務執行役員
2010年 6 月 代表取締役現在に至る
専務執行役員
2011年 4 月 取締役社長現在に至る

取締役候補者とした理由等

当社の部署長及び担当役員を経て、2011年4月より取締役社長として当社の経営を担っており、当社における経営経験及び当社グループの事業に関する豊富な知識と経験を活かし、当社グループの中長期的な企業価値向上に資することを期待したためであります。

候補者番号 3

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

再任

かとう じょう
加藤 譲

(1954年4月14日生)

▶ 所有する当社の株式数
50,213株

1977年4月 当社入社
2003年4月 海外事業部長
2006年4月 三菱地所ビルマネジメント㈱専務取締役
2007年4月 執行役員及び三菱地所ビルマネジメント㈱取締役社長
2010年4月 常務執行役員及び三菱地所ビルマネジメント㈱取締役社長
2011年4月 常務執行役員
2011年6月 取締役常務執行役員
2013年4月 代表取締役現在に至る
専務執行役員
2015年4月 副社長執行役員現在に至る
(担当) 社長補佐 海外業務企画部 欧米事業部 アジア事業部担当

重要な兼職の状況

ロックフェラーグループ社取締役 会長 メックユーエスエイ社取締役社長

取締役候補者とした理由等

当社の海外事業部門における部署長及びグループ会社の取締役社長、コーポレートスタッフ部門の担当役員を経て、現在は代表取締役副社長執行役員として当社の経営に携わっており、当社における経営経験及び当社グループの事業に関する豊富な知識と経験を活かし、当社グループの中長期的な企業価値向上に資することを期待したためであります。

候補者番号 4

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

再任

たにさわ じゅんいち
谷澤 淳一
(1958年1月3日生)

▶ 所有する当社の株式数
5,000株

1981年4月 当社入社
2006年4月 都市計画事業室長
2010年4月 ビルアセット開発部長
2011年4月 執行役員ビルアセット開発部長
2012年4月 執行役員経営企画部長
2014年4月 常務執行役員現在に至る
2014年6月 取締役現在に至る
(担当) 経営企画部 新事業創造部担当

取締役候補者とした理由等

当社のビル事業部門及びコーポレートスタッフ部門における部署長を経て、現在は取締役常務執行役員として経営企画等を担当しており、当社グループの事業に関する豊富な知識と経験を活かし、当社グループの中長期的な企業価値向上に資することを期待したためであります。

候補者番号 5

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

新任

よしだ じゅんいち
吉田 淳一
(1958年5月26日生)

▶ 所有する当社の株式数
5,000株

1982年4月 当社入社
2007年4月 人事企画部長
2009年4月 人事部長
2011年4月 ビルアセット業務部長
2012年4月 執行役員ビルアセット業務部長
2014年4月 常務執行役員現在に至る
(担当) 人事部 総務部 法務・コンプライアンス部 環境・CSR推進部
コンプライアンス リスクマネジメント 環境・防災担当

取締役候補者とした理由等

当社のビル事業部門及びコーポレートスタッフ部門における部署長を経て、現在は常務執行役員として人事・総務・コンプライアンス・リスクマネジメント等を担当しており、当社グループの事業に関する豊富な知識と経験を活かし、当社グループの中長期的な企業価値向上に資することを期待したためであります。

候補者番号 6**略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況**

新任

かたやま ひろし
片山 浩

(1959年3月2日生)

▶ 所有する当社の株式数
6,000株

1981年4月 当社入社
2008年4月 投資マネジメント事業推進室長
2010年4月 ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント(株)取締役社長
2012年4月 執行役員及びジャパンリアルエステイトアセットマネジメント(株)取締役社長
2016年4月 常務執行役員現在に至る
(担当) 経理部 広報部担当

取締役候補者とした理由等

当社の投資マネジメント事業部門における部署長やグループ会社の取締役社長を経て、現在は常務執行役員として経理・広報を担当しており、当社グループの事業に関する豊富な知識と経験を活かし、当社グループの中長期的な企業価値向上に資することを期待したためであります。

候補者番号 7**略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況**

新任

やなぎさわ ゆたか
柳澤 裕

(1950年9月2日生)

▶ 所有する当社の株式数
14,000株

1974年4月 当社入社
2003年4月 執行役員企画管理本部経営企画部長
2005年4月 執行役員企画管理本部経営企画部長兼内部監査室長
2005年6月 常務執行役員企画管理本部副本部長兼経営企画部長
2006年4月 常務執行役員経営企画部長
2008年4月 常務執行役員
2009年6月 取締役常務執行役員
2010年4月 取締役専務執行役員
2010年6月 代表取締役専務執行役員
2013年4月 代表取締役副社長執行役員
2015年4月 取締役
2015年6月 常勤監査役現在に至る

取締役候補者とした理由等

当社のコーポレートスタッフ部門等における部署長、担当役員を経て、現在は常勤監査役として取締役の職務執行の監査に携わっており、当社における経営経験及び当社グループの事業に関する豊富な知識と経験を活かし、当社グループの中長期的な企業価値向上に資することを期待したためであります。

候補者番号 8

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

再任

おおくさ とおる
大草 透
(1955年6月24日生)

1980年 4 月 当社入社
2008年 4 月 経理部長
2010年 4 月 執行役員経理部長
2013年 4 月 常務執行役員
2013年 6 月 取締役常務執行役員
2016年 4 月 取締役現任に至る

▶ 所有する当社の株式数
20,000株

取締役候補者とした理由等

当社のコーポレートスタッフ部門における部署長、担当役員を経験しており、当社グループの事業に関する豊富な知識と経験を活かし、当社グループの中長期的な企業価値向上に資することを期待したためであります。

候補者番号 9

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

再任 社外 独立

まつはし いさお
松橋 功
(1933年4月16日生)

1956年 4 月 (財)日本交通公社入社
1990年 6 月 (株)日本交通公社代表取締役社長
1996年 6 月 同社代表取締役会長
2002年 6 月 (株)ジェイティービー取締役相談役
2004年 4 月 成田国際空港(株)取締役会長
2004年 6 月 (株)ジェイティービー相談役現任に至る
2007年 6 月 成田国際空港(株)取締役会長退任
当社取締役現任に至る

▶ 所有する当社の株式数
—

重要な兼職の状況

(株)ジェイティービー相談役

▶ 社外取締役在任期間 (本総会終結時)
9 年

社外取締役候補者とした理由等

▶ 取締役会の出席状況 (2015年度)
15回／15回

生活関連サービス会社における経営経験を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点での経営の監督とチェック機能を担うことにより、当社グループの中長期的な企業価値向上に資することを期待したためであります。

候補者番号 10

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

再任 社外 独立

えびはら しん
海老原 紳

(1948年2月16日生)

▶ 所有する当社の株式数

—

▶ 社外取締役在任期間 (本総会終結時)

1 年

▶ 取締役会の出席状況 (2015年度)

11回／11回

1971年 4 月 外務省入省
2001年 1 月 同省条約局長
2002年 9 月 同省北米局長
2005年 1 月 内閣官房副長官補
2006年 3 月 在インドネシア特命全権大使
2008年 4 月 在英国特命全権大使
2011年 2 月 外務省退官
2015年 6 月 当社取締役現在に至る

重要な兼職の状況

住友商事㈱顧問

社外取締役候補者とした理由等

外交官として培われた豊富な国際経験、知識等を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点での経営の監督とチェック機能を担うことにより、当社グループの中長期的な企業価値向上に資することを期待したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号 11

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

再任 社外 独立

とみおか しゅう
富岡 秀

(1948年4月15日生)

▶ 所有する当社の株式数

—

▶ 社外取締役在任期間 (本総会終結時)

10年

▶ 取締役会の出席状況 (2015年度)

15回／15回

1975年11月 モルガン銀行入社
1991年 2 月 J P モルガン証券会社東京支店長兼日本における代表者
1998年 7 月 同社取締役副会長
1999年 4 月 同社日本における代表者
2001年 3 月 同社ヴァイスチェアマン
2002年10月 同社退社
2006年 6 月 当社取締役現在に至る

社外取締役候補者とした理由等

外資系投資銀行におけるマネジメント経験を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点での経営の監督とチェック機能を担うことにより、当社グループの中長期的な企業価値向上に資することを期待したためであります。

候補者番号 12

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

新任

社外

独立

しらかわ まさあき

白川 方明

(1949年9月27日生)

▶ 所有する当社の株式数

—

1972年 4 月 日本銀行入行
2002年 7 月 同行理事
2006年 7 月 京都大学公共政策大学院教授
2008年 3 月 日本銀行副総裁
2008年 4 月 同行総裁
2013年 3 月 同退任

重要な兼職の状況

青山学院大学国際政治経済学部特任教授

社外取締役候補者とした理由等

中央銀行における経験に基づく金融・経済等に関する知識を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点での経営の監督とチェック機能を担うことにより、当社グループの中長期的な企業価値向上に資することを期待したためであります。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号 13

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

新任

社外

独立

ながせ しん

長瀬 真

(1950年3月13日生)

▶ 所有する当社の株式数

—

1972年 4 月 全日本空輸(株)入社
2009年 4 月 同社代表取締役副社長執行役員
2012年 4 月 (株)ANA 総合研究所代表取締役社長
2016年 4 月 ANAホールディングス(株)常勤顧問現在に至る

重要な兼職の状況

ANAホールディングス(株)常勤顧問 (株)ハピネット取締役 (2016年6月就任予定)
東芝テック(株)取締役 (2016年6月就任予定)

社外取締役候補者とした理由等

航空会社における経営経験を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点での経営の監督とチェック機能を担うことにより、当社グループの中長期的な企業価値向上に資することを期待したためであります。

候補者番号 14

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

再任 社外 独立

えがみ せつこ
江上 節子
(1950年7月16日生)
(戸籍上の氏名 楠本節子)

1983年4月 (株)日本リクルートセンター「とらばーゆ」編集長
2001年12月 東日本旅客鉄道(株)フロンティアサービス研究所長
2009年4月 武蔵大学大学院人文研究科教授現在に至る
同大学社会学部教授現在に至る
2012年4月 同大学社会学部長
2015年6月 当社取締役現在に至る

重要な兼職の状況

武蔵大学大学院人文研究科教授 武蔵大学社会学部教授 郵船ロジスティクス(株)監査役

社外取締役候補者とした理由等

- ▶ 所有する当社の株式数
—
- ▶ 社外取締役在任期間(本総会終結時)
1年
- ▶ 取締役会の出席状況(2015年度)
10回/11回

企業戦略、マーケティング戦略及び人材育成等における豊富な知見を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点での経営の監督とチェック機能を担うことにより、当社グループの中長期的な企業価値向上に資することを期待したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号 15

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

新任 社外 独立

たか いわお
高 巖
(1956年3月10日生)

1994年4月 麗澤大学国際経済学部専任講師
2001年4月 同大学国際経済学部(現経済学部)教授現在に至る
2002年4月 同大学大学院国際経済研究科(現経済研究科)教授現在に至る
2009年4月 同大学経済学部長
2015年6月 当社監査役現在に至る

重要な兼職の状況

麗澤大学大学院経済研究科教授 麗澤大学経済学部教授 日本ハム(株)取締役

社外取締役候補者とした理由等

- ▶ 所有する当社の株式数
—

企業倫理、コンプライアンス等における幅広い見識を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点での経営の監督とチェック機能を担うことにより、当社グループの中長期的な企業価値向上に資することを期待したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者は当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松橋 功、海老原紳、富岡 秀、白川方明、長瀬 眞、江上節子及び高 巖の7氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定される社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者における当社の社外取締役に就任してからの年数は、以下の通りであります。
- ① 富岡 秀氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。
 - ② 松橋 功氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。
 - ③ 海老原紳及び江上節子の両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 高 巖氏は現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。また、同氏は2015年度において、取締役会は11回開催中10回、監査役会は11回開催中10回出席しております。
5. 候補者との責任限定契約の内容の概要は以下の通りであります。
- ① 現在当社の社外取締役である松橋 功、海老原紳、富岡 秀及び江上節子並びに現在当社の社外監査役である高 巖の5氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。同5氏が選任された場合、当社は同5氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります（高 巖氏については、社外取締役としての契約となります。）。
 - ② 白川方明及び長瀬 眞の両氏が選任された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社は両氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円又は法令が定める額のいずれか高い額とする予定であります。
6. 当社は、現在当社の社外取締役である松橋 功、海老原紳、富岡 秀及び江上節子並びに現在当社の社外監査役である高 巖の5氏を(株)東京証券取引所他の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所他に届け出ております。同5氏が選任された場合、当社は同5氏の独立役員としての指定を継続する予定であります（高 巖氏については、社外取締役としての指定となります。）。また、白川方明及び長瀬 眞の両氏が選任された場合、両氏を(株)東京証券取引所他の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。
7. 第2号議案「定款一部変更の件」及び本議案が承認可決された場合、指名・監査及び報酬の各委員会の構成を以下の通りとする予定であります。
- 指名委員会：木村恵司、吉田淳一、松橋 功、白川方明、江上節子
監査委員会：柳澤 裕、大草 透、富岡 秀、長瀬 眞、高 巖
報酬委員会：谷澤淳一、吉田淳一、海老原紳、白川方明、江上節子

2013年5月15日開催の当社取締役会において更新を決議し、同年6月27日開催の当社第114回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「旧プラン」といいます。）は、本定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了することとされています。

そこで、当社は、旧プランの有効期間満了に先立ち、2016年5月19日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいいます。）の内容を一部改定すると共に（以下かかる改定後の基本方針を「基本方針」といいます。）、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、旧プランの内容を一部改定した上、更新すること（以下「本更新」といい、改定後のプランを「本プラン」といいます。）を決議致しました。なお、旧プランからの実質的な変更点としては、下記2.（3）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める本プランの発動事由を限定しております。

つきましては、株主の皆様にも本更新についてのご承認をお願いするものであります。

1. 提案の理由

当社では、2013年6月27日開催の当社第114回定時株主総会において旧プランについて株主の皆様のご承認をいただいて以降、下記（2）に記載の通り、基本方針の実現に向け、中期経営計画に基づく企業価値向上への取組みやコーポレートガバナンス機能の強化・充実を推進して参りました。

当社の事業は、丸の内地区に代表されるように、単独の不動産事業には止まらず、広域にわたる面的な「まちづくり」に及んでおり、当社が保有・開発するオフィスビル、住宅、商業施設、ホテル等の資産を基盤として、不動産事業に関する専門知識やエリアマネジメントの経験を駆使し、多様なステークホルダーとの連携の上で、資産価値の最大化を図るための様々なノウハウを有することが当社ならではの強みであります。

当社は、下記（1）の基本方針に記載の通り、当社の企業価値向上に資する大量買付自体を否定するものではありませんが、当社の「まちづくり」を中心とした事業特性への理解や、各不動産の資産価値最大化を実現するための知見を有せず、一部の事業や資産に着目した、短期的な利益実現のための濫用的な大量買付が行われる可能性は否定できないと考えております。ついては、実際にかかる大量買付が発生した場合に備え、その大量買付が当社の企業価値向上に資するものかどうか

を株主の皆様が判断するため、または、取締役会が代替案を提示するために必要な時間と情報を確保し、当社の企業価値を毀損するような大量買付に対して適切に対応するための手続を予め定めておくことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものと考え、本更新についての承認をお願いするものです。

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社では、グループとして企業価値の確保・向上に努めておりますが、特に、当社の企業価値の源泉は、不動産に関連する様々な事業・機能を束ねて高い付加価値を創出する総合的能力や、不動産事業に関する専門的な知識・経験・ノウハウ、テナントや従業員を含む多様なステークホルダーとの良好かつ長期的な関係、更には当社グループ自体のブランドや商品・サービスのブランド価値等にあると認識しています。当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

(a) 当社グループの事業特性と企業価値に関する考え方

当社は、1890年に三菱社が政府より丸の内の土地の払い下げを受けたことを起源とし、開発、運営、管理等様々な不動産事業を展開してきました。100年以上にわたって培った都市開発の実績、ノウハウをベースとして、「私たちはまちづくりを通じて社会に貢献します」を当社グループの基本使命として掲げ、住み、働き、憩う方々にご満足いただける、地球環境にも配慮した魅力あふれるまちづくりを通じて、真に価値ある社会の実現に貢献していくことを目指して、経営を進めています。

当社グループの経営基盤の一つである丸の内地区については、明治時代から始まった第一次開発、戦後高度成長期に行った第二次開発を通じて、世界でも有数の国際的なビジネスセンターとしての地位を確立してきました。現在は当社グループの総合力を結集したエリア開発の集大成として、ビジネス以外の要素も取り込んだ「世界で最もインタラクションが活発な街」を目指して、第三次の開発を進めると共に、丸の内地区を一体として捉えたエリアマネジメントの観点を重視して、その価値の維持・向上に努めております。この間、当社グループの事業領域は、丸の内におけるオフィスビルに止まらず、住宅、商業施設、物流施設、ホテル等に拡大し、地域的にも日本国内の主要都市や海外に展開、また、不動産仲介やアセットマネジメント等の事業も幅広く行っており、世界最大の総合的な不動産会社の一つとなっています。

当社グループの企業価値は、不動産に関連する様々な事業・資産のポートフォリオをベースとし、これらの組み合わせや相互補完によりもたらされるシナジーにより高められると共に、不動産事業に関する専門的な知識、深い経験、ノウハウによって支えられています。具体的には、従来から強みがあり、収益の柱となっている、資金投下によりデベロップメント事業を行う「投資開発事業領域」と、「オフィス（PM・リーシング）」、「商業・物流」、「投資マネジメント」、「設計監理」、「ホテル」、「不動産サービス」等、グループ力を生かしてソリューションサービスを提供する「マネジメント・サービス事業領域」との間のバリューチェーンを強化し、ハード・ソフト一体で顧客起点の価値創造を行うという視点から、オフィスビル、住宅、商業施設、物流施設、ホテル等の開発やこれらを組み合わせた複合開発、更にはより広範にわたる面的な開発等、様々なプロジェクトを推進しております。こうした様々な事業の推進にあたっては各ステークホルダーとの信頼関係の構築が不可欠であり、長期的視野に立った総合的なまちづくりが事業価値の最大化につながる重要な要素と考えております。

(b) 中期経営計画に基づく企業価値向上への取り組み

2011年度を初年度とする中長期経営計画「BREAKTHROUGH 2020」(2011～2020年度)においては、国内市場の成熟化やグローバル化等、当社グループを取り巻く経営環境の変化を踏まえ、より長期的な視点で経営方針を定めるべく、10年間の長期基本戦略と3年間の中期戦略を定め、着実に事業に取り組んで参りました。2014年度からの中期経営計画では、本計画期間を、企業価値向上を実現する3年間と位置付けており、成長性、効率性、健全性に関する全社計数目標を設定し、各事業領域における開発機能の更なる強化や、グループ内の連携、バリューチェーンの強化を推進すると共に、中期経営計画を実現するための組織体制の整備を行っております。

＜中期経営計画における全社計数目標＞

	目標指標	2016年度目標	(2015年度実績)
成長性	EBITDA	2,500億円以上	(2,520億円)
	営業利益	1,650億円以上	(1,661億円)
効率性	EBITDA／総資産	5.0%以上	(4.9%)
健全性	ネット有利子負債／EBITDA	8倍台	(7.5倍)

あわせて、財務体質の強化を目的とした資産ポートフォリオマネジメント及びリサーチ機能の拡充等による経営基盤の強化、適切な経営資源配分による事業ポートフォリオマネジメントの推進等を全社テーマとして設定し、災害に強いまちづくりへの意識を重視しながら、人々のワークスタイル・ライフスタイルへの安心・安全・快適を軸にした新たな価値の提案・提供を行い、グループとして持続的に成長し社会に貢献する会社を目指し、企業価値・株主共同の利益の向上に鋭意取り組んでおります。

(c) コーポレートガバナンス機能の強化・充実

当社においては、コーポレートガバナンス機能の充実は、経営上の最重要課題の一つであるとの認識の下、多様なバックグラウンドを有する社外取締役を複数選任すると共に、取締役の任期を1年とする等、コーポレートガバナンス機能の強化を図って参りました。

そのような中、2016年1月28日開催の当社取締役会において、取締役会による経営監督機能の更なる強化、並びに業務執行における権限・責任の明確化及び意思決定の迅速化を推進すると共に、経営の透明性・客観性の向上を図るべく、指名委員会等設置会社へ移行する方針を決定致

しました。

当該方針に基づき、本定時株主総会において、定款一部変更議案及び取締役選任議案を付議する予定であり、両議案が承認可決されますと、全15名中7名を独立した社外取締役が占める取締役会の下で、独立した社外取締役が過半数を占める指名・監査・報酬の3委員会が設置される体制となることから、当該体制において、当社の中長期的な企業価値向上に資する、効率的かつ実効性のあるコーポレートガバナンス機能の更なる高度化を図って参ります。

(d) 当社の資本政策及び利益配分に関する方針

当社は、丸の内地区のまちづくりをはじめとした中長期的視点に立脚した事業活動を支える強固かつ安定的・持続的な財務基盤の構築を図るべく、不動産市場や金融・資本市場の変化にも柔軟に対応し得るよう、事業活動に伴うリスクや資本効率性にも留意しながら、中長期的な視点から収益力と資本・負債の適切なバランスの確保に努めております。

また、利益配分については、株主の皆様に対する安定的な利益還元に努めていくことを基本としながら、丸の内再構築をはじめとする今後の事業展開に伴う資金需要にも配慮しつつ、当社グループの業績の水準等を総合的に勘案し、連結配当性向25～30%程度を目処として決定していきたいと考えております。

(3) 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記（1）に記載した基本方針に沿うものです。

当社取締役会は、基本方針に定める通り、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止すると共に、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様には代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

2. 提案の内容

(1) 本プランの概要

本プランは、当社株券等（注1）の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求めるなど、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本新株予約権（下記（2）「本プランの発動に係る手続」(e) ①に定義されます。以下同じとします。）の無償割当ての不実施に関する決議がなされた場合に、当該決定時以降に限り当社株式の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株式の大量買付が濫用的な買付等である場合等、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、1個の新株予約権につき、最大1株までの範囲内で当社取締役会が定める数の当社株式が発行されることから、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則に従い、当社経営陣から独立した当社社外取締役等のみから構成される独立委員会において、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①若しくは②に該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等（注2）について、保有者（注3）の株券等保有割合（注4）が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等（注5）について、公開買付け（注6）を行う者の株券等所有割合（注7）及びその特別関係者（注8）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたもの）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記（c）に定める買付説明書その他買付者等が当社又は独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付致します。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については注9を、本更新時における独立委員会の委員の略歴等については注10を、それぞれご参照下さい。）に送付します。当社取締役会及び独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者（注11）、特別関係者及び買付者等を被支配法人等（注12）とする者の特別関係者を含みます。）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引及び当社の株券等に関する過去の取引の詳細等を含みます。）（注13）
 - ② 買付等の目的、方法及び具体的内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
 - ③ 買付等の価額及びその算定根拠
 - ④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容等を含みます。）
 - ⑤ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意、その他の買付等に関する第三者との間における意思連絡の有無及びその内容
 - ⑥ 買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、経営体制、事業計画、資本政策、配当政策及び資産運用計画
 - ⑦ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者等に対する対応方針
 - ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
 - ⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報
 - ⑩ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報
- (d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討
- ① 当社取締役会に対する情報提供の要求
- 独立委員会は、買付者等から買付説明書及び当社取締役会又は独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討等に必要な時間を考慮して適宜回答期限（当社グループの事業の規模、性格、多様性等を考慮し、30日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供できるよう要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記①記載の通り情報の提供を要求した場合には）当社取締役会からの情報等（追加的に提供を要求したものも含まれます。）を受領してから適切な期間（当社グループの事業の規模、性格、多様性等を考慮し、60日を上限とします。）が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います（以下かかる独立委員会による情報収集及び検討に要する期間を「独立委員会検討期間」といいます。）。独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとします。また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、買付者等と協議・交渉等を行うことができるものとします。買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(e) 独立委員会の勧告

独立委員会は、上記の手続を踏まえ、以下の通り当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

① 本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等について下記（3）「本新株予約権の無償割当ての要件」において定められる発動事由（以下「本発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合、引き続き買付者等より情報提供や買付者等との間で協議・交渉等を行う必要があるなどの特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対し、新株予約権（その主な内容は下記（4）「本新株予約権の無償割当ての概要」に定める通りとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。なお、独立委員会は、買付等について本発動事由のうち発動事由その2（以下「発動事由その2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、当該実施に関して予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のい

ずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じるなどの理由により発動事由が存しなくなった場合

② 本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等について、本発動事由に該当しないと判断した場合、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間中に、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との協議・交渉等に必要とされる合理的な範囲内で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします（但し、延長期間の合計は、30日間を上限とします。）。独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討、協議・交渉等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、上記 (e) に従い示される独立委員会の判断を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

但し、下記 (g) に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従い決議を行うものとします。

(g) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、(i) 独立委員会が、上記(e) ①に従い、本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、又は(ii) ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会(注14)(以下「株主意思確認総会」といいます。)を招集し、株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、関連する法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況(意向表明書・買付説明書が提出された事実、買付者等により情報提供がなされたか否かに関する事実、意向表明書・買付説明書を提出せずに買付等を行う買付者等の存在が判明した場合には、かかる事実、独立委員会検討期間が開始した事実並びに独立委員会検討期間の延長が行われた場合には、かかる事実、延長期間及びその理由を含みます。)、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランを発動して本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記の通りです。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)の通り、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり(買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。)、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当性を有する場合

発動事由その2

以下の各号のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当性を有

する場合

- (a) 以下に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
- ① 株券等を買占め、その株券等について当社又は当社の関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

（４）本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下の通りです。

（a）本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）を上限とします。

（b）割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主の皆様に対し、その有する当社株式１株につき本新株予約権１個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は、原則として、最大1株までの範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める数に本新株予約権の個数を乗じた数とします。本新株予約権1個の目的である株式（注15）の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として（注16）、最大1株（注17）までの範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。なお、当社は、本新株予約権の行使がなされた場合に、当該本新株予約権の新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、適用法令に従い端数の処理を行います。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は1円とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

（Ⅰ）特定大量保有者（注18）、（Ⅱ）特定大量保有者の共同保有者、（Ⅲ）特定大量買付者（注19）、（Ⅳ）特定大量買付者の特別関係者、若しくは（Ⅴ）上記（Ⅰ）ないし（Ⅳ）に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、（Ⅵ）上記（Ⅰ）ないし（Ⅴ）に該当する者の関連者（注20）（以下（Ⅰ）ないし（Ⅵ）に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外事由（注21）が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権

も、下記 (i) ②の通り、適用法令に従うことを条件として当社による当社株式等を対価とする取得の対象となります。)。更に、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数（注22）に相当する数の当社株式等（注23）を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には（注24）、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式等を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本更新に係る手続

本更新は、本更新に関する議案について、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件とします。

(6) 本プランの有効期間、廃止、修正及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程・規則等の新設若しくは改廃が行われ、かかる新設若しくは改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(7) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2016年5月19日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

- (注1) 当社は、2009年1月5日に株券電子化が実施されたことに伴い株券不発行会社となっていますが、本プランの対象である当社株式の取得行為やその保有に係る情報開示等が金融商品取引法により規律されるため、本プランにおいては、同法の規定に準拠した記載をすることが明確性・客観性に資するという観点から、適宜、同法の規定に準拠して「株券等」の用語を使用しています。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
- (注9) 独立委員会規則の概要は以下の通りです。なお、独立委員会規則は、本定時株主総会において、指名委員会等設置会社への移行に伴う定款一部変更議案が承認可決された場合、「監査役」に関する記載を削除する等の改定を行う予定です。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i) 当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役又は (iii) 有識者のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。但し、有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならない、また、別途当社取締役会が指定する当該有識者の当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
 - ・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（再任された場合を除きます。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

- ・独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施、本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得、その他当社取締役会が判断すべき事項のうち当社取締役会が独立委員会に諮問した事項その他所定の事項について決定等を行う。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の3分の2以上が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含みます。）し、その3分の2以上をもってこれを行う。

- (注10) 第3号議案「取締役15名選任の件」及び本議案をご承認いただいた際の、独立委員会の委員には、松橋 功、海老原紳及び富岡 秀の3氏が選任される予定です。同3氏の略歴は本招集ご通知15頁から16頁に記載の通りです。また、当社は、同3氏を、東京証券取引所に対して、2015年6月4日付で、同取引所の上場規程第436条の2第1項に定める当社の独立役員として届け出しています。なお、同3氏と当社との間に特別の利害関係はなく、取引関係も一切ありません。
- (注11) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
- (注12) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
- (注13) 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。
- (注14) 会社法第295条に規定された決議事項を決議する会社法上の株主総会に止まらず、会社法における株主総会に関する規定に準じた手続により開催され、同条に規定される決議事項以外の事項について勧告的決議を行う場合も含めて「株主総会」と記載しています。
- (注15) 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により交付される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。
- (注16) 当社が株式分割等を行った場合には、適宜適切な調整が行われることになります。
- (注17) 2016年5月19日時点において、当社の発行可能株式総数は19億8,000万株、発行済株式の総数は13億9,039万7,097株となっており、これらを前提とすると、本新株予約権1個の目的である株式の数は約0.4株が上限となります。
- (注18) 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社

取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

- (注19) 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- (注20) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。
- (注21) 具体的には、(x) 買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止若しくは撤回又は爾後買付等を実施しないことを誓約すると共に、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y) 買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」といいます。）が、(i) 当該買付等の前における非適格者株券等保有割合又は(ii) 20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができること等が例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。
- (注22) 当社は、対象株式数が1株未満である場合には、適用法令に従い、適切な端数の処理を行うこと

を予定しており、その場合、本新株予約権 1 個につき交付される当社株式等の数が対象株式数とは異なることがあります。

(注23) 本プランにおいては、本新株予約権の取得の対価は原則として当社株式とする予定です。もっとも、上記 2.(4) (d) に記載した通り、本プランにおいては、対象株式数が 1 株未満となる可能性があり、その場合には、端数の処理に必要な範囲で、株式以外の財産が交付される可能性があります。

(注24) 例えば、当初、特定大量買付者の特別関係者であった者が、本プランの発動の後に、当該特定大量買付者との関係を解消し、非適格者に該当しないこととなった場合等が考えられます。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号

ロイヤルパークホテル

3階「ロイヤルホール」

03-3667-1111（代表）

会場までの交通機関

東京メトロ半蔵門線「水天宫前駅」

4番出口 とホテルが直結しております。

東京メトロ日比谷線「人形町駅」

A1出口 から徒歩約6分

都営浅草線「人形町駅」

A3出口 から徒歩約8分

当ホテルは当社の子会社

(株)ロイヤルパークホテルが経営しております。



本年より、株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産は取り止めとさせていただきます。
何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

(第117回 定時株主総会招集ご通知 添付書類)

2015年度 報告書

自 2015年4月1日 至 2016年3月31日

目次

■ 事業報告……………	1
■ 連結貸借対照表……………	38
■ 連結損益計算書……………	39
■ 貸借対照表……………	40
■ 損益計算書……………	41
■ 会計監査人の連結会計監査報告……………	42
■ 会計監査人の会計監査報告……………	43
■ 監査役会の監査報告……………	44



証券コード 8802

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の定めにより、下記当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本報告書には記載しておりません。

①連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」

②計算書類のうち「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

《当社ウェブサイト》

<http://www.mec.co.jp/j/investor/stock/shareholder/index.html>

事業報告 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

I 企業集団の現況

1. 当事業年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、年度前半は、政府の経済対策や日本銀行の金融緩和策等による円安・株高基調が継続した影響等により、企業収益や雇用情勢が改善傾向にあり、個人消費も持ち直しの兆しが見られた一方、年度後半は、中国の景気減速を背景に、輸出・生産が弱含みとなるなど、景気の一部弱さが見られ、年度を通じては緩やかな回復に止まりました。

当不動産業界においては、オフィスビル賃貸市場では、空室率が改善し、東京都心部を中心に賃料の上昇傾向が続いております。住宅市場では、特に分譲マンションにおいて、住宅ローンの金利低下等を背景とした需要に支えられ、販売は概ね好調に推移しております。不動産投資市場では、良好な資金調達環境を背景に、物件取得が活発な状態が続いており、J-R E I T（日本版不動産投資信託）においても、投資口価格が堅調に推移しております。

このような事業環境下にありまして、当社グループでは、市場や事業を取り巻く外部環境の変化を読み取りながら、鋭意事業に取り組みました。

以下各事業セグメント別の概況につきご報告申し上げます。

なお、当連結会計年度より当社の組織を一部改正したことに伴い、セグメント区分についても変更致しました。前年度まで「ビル事業」セグメントに含めていた商業・物流事業と、新規事業を含めた国内のオフィス・住宅を除くあらゆるアセットタイプの開発に係る事業を、「生活産業不動産事業」セグメントとして独立させております。また、前年度まで「海外事業」セグメントに含めていたロックフェラーグループインターナショナル社の投資マネジメント事業を、「投資マネジメント事業」セグメントに移管しております。あわせて、前年度まで「不動産サービス事業」セグメントに含めていた三菱地所ハウスネット(株)の事業を、「住宅事業」セグメントに移管しております。

ビル事業

当連結会計年度は、当社において、旺盛なオフィス需要を背景に既存ビルにおいて新規募集賃料の引き上げや賃料増額改定に取り組んだほか、開発を進めてきた「フロントプレイス南新宿」（東京都渋谷区）が昨年9月に、「大名古屋ビルヂング」（名古屋市）が昨年10月に、JXホールディングス(株)との共同事業である「大手門タワー・JXビル」が昨年11月に、それぞれ竣工致しました。また、グループ会社としては、(株)サンシャインシティにおける建物賃貸収入、三菱地所プロパティマネジメント(株)におけるビル運営管理受託収入等を売上計上致しました。その結果、大型物件の売却があった前年度に比べ減収となり、ビル事業全体の営業収益は4,223億49百万円（前年度比624億67百万円減）となりました。

丸の内再構築においては、1998年からの10年間で計6棟のビルを建て替えた「第1ステージ」に引き続き、2008年から丸の内再構築の更なる「拡がり」と「深まり」を目指す「第2ステージ」に取り組んでおります。本年4月には「大手町フィナンシャルシティ グランキューブ及び宿泊施設棟」が竣工し、明年1月には「大手町パークビル」の竣工を予定しております。また、「(仮称)丸の内3－2計画」については新築工事に着手したほか、「(仮称)丸の内1－3計画」についても鋭意取り進めております。なお、昨年8月に計画概要を発表した「常盤橋街区再開発プロジェクト」については、東京駅周辺で最大となる敷地面積を有する大規模複合再開発であり、10年超の事業期間をかけて段階的に4棟のビル開発を進めて参ります。

生活産業不動産事業

当連結会計年度は、当社において、商業施設に関して、前年度にオープンした「ポンテポルタ千住」（東京都足立区）が通期稼働したほか、インバウンド需要の取り込み等により各施設の売上は堅調に推移しました。物流施設に関しては、更なる事業規模の拡大を目指し全国各地での用地取得に鋭意取り組みました。また、グループ会社としては、プレミアム・アウトレットを日本各地で展開する三菱地所・サイモン(株)における建物賃貸収入等を売上計上致しました。その結果、大型物件の売却があった前年度に比べ減収となり、生活産業不動産事業全体の営業収益は865億69百万円（前年度比191億37百万円減）となりました。

住宅事業

当連結会計年度は、三菱地所レジデンス(株)において、「ザ・レジデンス津田沼奏の杜」(千葉県習志野市)、「ザ・パークハウス グラン 千鳥ヶ淵」(東京都千代田区)、「ザ・パークハウス 神戸ハーバーランドタワー」(神戸市)、「ザ・パークハウス 二子玉川ガーデン」(東京都世田谷区)等のマンション事業の販売収入等を計上したほか、三菱地所コミュニティ(株)等における住宅管理業務受託収入、三菱地所ホーム(株)における注文住宅事業収入等を売上計上致しました。その結果、マンション事業における売上計上戸数が減少したこと等により、住宅事業全体の営業収益は3,452億26百万円(前年度比386億61百万円減)となりました。

このほか、三菱地所レジデンス(株)において、当連結会計年度中に販売し今後の売上に寄与することとなる建築中の主なマンションは、「ザ・パークハウス 晴海タワーズ ティアロレジデンス」(東京都中央区)、「ザ・パークハウス 西新宿タワー60」(東京都新宿区)等であります。

海外事業

当連結会計年度は、米国において、保有するオフィスビル「1271 Avenue of the Americas」について収益力の向上を目的とした大規模リニューアル工事に着手したほか、台湾において、事業参画した南港駅前における複合再開発事業について、オフィスビル・ホテル等の施設が開業致しました。売上としては、米国の各都市や英国ロンドンにおいて保有する物件の賃貸収入や、米国において保有する物件の売却収入等を計上した結果、海外事業全体の営業収益は759億56百万円(前年度比47億79百万円増)となりました。

投資マネジメント事業

当連結会計年度は、日本オープンエンド不動産投資法人等の資産運用等を行っている三菱地所投資顧問(株)及びジャパンリアルエステイト投資法人の資産運用を行っているジャパンリアルエステイトアセットマネジメント(株)において、不動産投資に係る総合サービスの提供による手数料収入等を売上計上致しました。日本オープンエンド不動産投資法人及びジャパンリアルエステイト投資法人はいずれも着実に物件取得を進め、運用資産規模の拡大を図りました。また、昨年1月に米国子会社を通じ出資持分の過半を取得したTA Realty社の収益等を売上計上したことにより、投資マネジメント事業全体の営業収益は249億94百万円（前年度比101億9百万円増）となりました。

設計監理事業

当連結会計年度は、(株)三菱地所設計において、「鉄鋼ビルディング」（東京都千代田区）、「渋谷董友ビル」（東京都渋谷区）、「大名古屋ビルヂング」（名古屋市）、「東北学院大学土樋キャンパス北地区校舎」（仙台市）等に係る設計監理売上を計上したほか、(株)メック・デザイン・インターナショナルにおいて、当社の所有ビル、分譲マンション等の内装工事請負等の売上を計上致しました。その結果、設計監理事業全体の営業収益は212億79百万円（前年度比18億12百万円増）となりました。

ホテル事業

当連結会計年度は、ホテル事業統括会社である(株)ロイヤルパークホテルズアンドリゾーツを中心に、ロイヤルパークホテルズ各ホテルにおいて積極的な施設のリニューアル工事を実施すると共に、需要予測に基づいた販売管理の徹底、ロイヤルパークホテルズ共通会員制度の充実等の販売促進策を実施した結果、ホテル事業全体の営業収益は330億89百万円（前年度比22億61百万円増）となりました。

不動産サービス事業

当連結会計年度は、三菱地所リアルエステートサービス(株)において、法人仲介事業、オフィス賃貸事業、不動産鑑定評価及びパーキング事業について、サービスの強化と営業規模の拡大、収益力の強化を図りました。その結果、不動産サービス事業全体の営業収益は198億15百万円（前年度比7億28百万円減）となりました。

その他の事業

当連結会計年度は、メック情報開発(株)（情報システムの保守・管理）及び京葉土地開発(株)（商業施設の所有・賃貸）等の売上を計上した結果、その他の事業全体の営業収益は38億82百万円（前年度比1億34百万円増）となりました。

以上により当連結会計年度の営業収益は1兆94億8百万円（前年度比1,008億51百万円減）、営業利益は1,661億99百万円（前年度比98億66百万円増）、経常利益は1,448億51百万円（前年度比117億38百万円増）となりました。

特別損益におきましては、保有資産の売却等により特別利益は194億21百万円となりましたが、固定資産除却関連損、減損損失等により特別損失は224億23百万円となりました。

この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は834億26百万円（前年度比100億88百万円増）となりました。

事業セグメント別の業績

(単位：百万円)

事業セグメント	前連結会計年度		当連結会計年度	
	営業収益	営業利益	営業収益	営業利益
ビル事業	484,816	102,820	422,349	108,940
生活産業不動産事業	105,706	26,162	86,569	25,842
住宅事業	383,887	11,532	345,226	18,035
海外事業	71,176	25,901	75,956	19,421
投資マネジメント事業	14,885	4,282	24,994	5,082
設計監理事業	19,467	663	21,279	1,754
ホテル事業	30,827	754	33,089	1,490
不動産サービス事業	20,543	1,105	19,815	602
その他の事業	3,747	16	3,882	△ 37
調整額	△ 24,799	△ 16,906	△ 23,754	△ 14,933
合 計	1,110,259	156,332	1,009,408	166,199

(注) 前連結会計年度の業績については、当連結会計年度より変更したセグメント区分に組替えております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度は「大手町フィナンシャルシティ グランキューブ及び宿泊施設棟」、「大手町パークビル」、「大名古屋ビルヂング」他の新築工事、所有建物改修等を中心に合計2,753億円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

(単位：百万円)

項 目	期首残高	期末残高	増減額
短期・長期借入金	1,208,886	1,381,203	172,317
コマーシャル・ペーパー	28,000	—	△ 28,000
社 債	685,225	903,023	217,798
合 計	1,922,111	2,284,227	362,115

(注) 社債には短期償還社債を含みます。

なお、社債につきましては、当社において2016年2月に2,500億円の利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）を発行しました。

(4) 重要な企業再編等の状況

① 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

- ・当社は、当社グループ内の住宅事業における用地取得・商品企画・工事発注等の各機能を一元化し、更なる事業の拡大や効率化を図ることを目的として、昨年4月1日を効力発生日として、当社を分割会社、当社子会社である三菱地所レジデンス(株)を承継会社とする吸収分割により、賃貸住宅事業を同社に承継致しました。
- ・当社子会社である三菱地所リアルエステートサービス(株)は、住宅賃貸事業の効率的な運営と受託営業の強化を図るため、昨年7月1日を効力発生日として、当社子会社である三菱地所ハウスネット(株)を分割会社、三菱地所リアルエステートサービス(株)を承継会社とする吸収分割により、三菱地所ハウスネット(株)の住宅賃貸事業の一部を承継致しました。

② 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

③ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

- ・当社子会社である三菱地所コミュニティ(株)は、マンション管理事業における質的・量的強化を図るため、本年4月1日を効力発生日として、同社を存続会社、同じく当社子会社であった三菱地所丸紅住宅サービス(株)を消滅会社とする吸収合併を実施致しました。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

- ・当社は、当社グループの物流施設事業におけるシナジー効果を高めることを目的として、当社関連会社である(株)東京流通センターの株式合計313,000株を追加取得し、これにより当社は、同社の発行済株式総数の36.13%を保有することとなりました。

⑤ その他重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	2012年度 2012年4月～2013年3月	2013年度 2013年4月～2014年3月	2014年度 2014年4月～2015年3月	2015年度 2015年4月～2016年3月 (当連結会計年度)
営業収益 (百万円)	927,157	1,075,285	1,110,259	1,009,408
営業利益 (百万円)	118,349	161,271	156,332	166,199
経常利益 (百万円)	92,381	139,638	133,113	144,851
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	45,507	64,297	73,338	83,426
1株当たり当期純利益 (円)	32.79	46.34	52.85	60.13
総資産 (百万円)	4,711,521	4,765,368	4,901,526	5,311,840
純資産 (百万円)	1,366,011	1,447,093	1,640,163	1,659,180
1株当たり純資産額 (円)	893.27	957.80	1,078.11	1,088.11

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率(注)1	主要な事業内容
三菱地所レジデンス(株)	15,000 ^{百万円}	100.00 [%]	不動産の分譲並びに賃貸借、不動産受託販売
三菱地所リアルエステートサービス(株)	2,400	100.00	不動産仲介・管理・賃貸、不動産鑑定、不動産関係総合コンサルティング
三菱地所ホーム(株)	2,093	100.00	注文住宅の設計・請負
(株)三菱地所設計	2,000	100.00	建築、土木の設計監理
(株)ロイヤルパークホテルズアンドリゾーツ	495	100.00	ロイヤルパークホテルズの経営
三菱地所プロパティマネジメント(株)	390	100.00	当社所有ビル他の運営管理
三菱地所コミュニティ(株) (注)2	100	71.47	マンション、ビルの総合管理
丸の内熱供給(株)	2,775	64.16	丸の内、有楽町、大手町、内幸町及び青山の各地区における温冷熱の供給
(株)サンシャインシティ	19,200	63.20	サンシャインシティ等の経営
三菱地所・サイモン(株)	249	60.00	プレミアム・アウトレットの経営
(株)ロイヤルパークホテル	6,000	55.71	ロイヤルパークホテルの経営
ロックフェラーグループ社(米国法人)	1,640 ^{千米ドル}	100.00	米国等における不動産事業
三菱地所ヨーロッパ社(英国法人)	321,006 ^{千ポンド}	100.00	英国等における不動産事業

② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率(注) 1	主要な事業内容
(株)東京流通センター	百万円 4,000	% 36.13 (注) 3	物流施設、オフィスビルの賃貸及び運営管理

- (注) 1. 当社の出資比率は、子会社等による出資を含めて算出しております。
2. 三菱地所コミュニティ(株)は、本年4月1日を効力発生日として、同社を存続会社、三菱地所丸紅住宅サービス(株)を消滅会社とする吸収合併を実施致しました。なお、本吸収合併に伴う資本金の増加はありません。
3. 当社は、当連結会計年度中に、(株)東京流通センターの株式を追加取得しております。

(3) 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 企業結合の成果

当社の連結子会社は194社であり、また持分法適用会社は65社であります。

当連結会計年度の企業結合の成果につきましては、前記「1. 当事業年度の事業の状況 (1) 事業の経過及び成果」に記載の通りであります。

4. 対処すべき課題

今後のわが国経済は、緩やかな回復基調が続くことが期待されますが、国際金融市場の変動や、中国をはじめとするアジア新興国や資源国の景気下振れ等のリスクには留意する必要があります。

当不動産業界においては、オフィスビル賃貸市場において、企業業績の改善等を背景とした需要の増加により、稼働率や賃料水準の回復傾向が継続することが期待されます。分譲マンション市場では、金利低下等を背景に堅調な需要が期待される一方で、消費税率引き上げの動向等による顧客の取得意欲の変化を注視していく必要があります。不動産投資市場においては、引き続き良好な資金調達環境の下で物件取得に向けた活発な動きが続くことが期待されるものの、物件価格の高騰等により投資家の一部に慎重姿勢が見えつつある点には留意する必要があります。

当社グループと致しましては、このような事業環境を踏まえ、中長期経営計画「BREAKTHROUGH 2020」（2011～2020年度）において掲げた将来像「都市の未来へ、世界を舞台に快適な空間と時間を演出する企業グループ」の実現を目指し、より長期的な視点で外部環境に対応するために策定した10年間の長期基本戦略と3年間の中期戦略に基づき、着実に事業に取り組んでおります。2014年度からの中期経営計画においては、本計画期間を、企業価値向上を実現する3年間と位置付け、コア事業であるオフィス事業や成長戦略分野である海外事業の強化、新規事業への取り組み推進等のための組織体制の整備を着実に進めると共に、各事業領域における開発機能の更なる強化、グループ内の連携とバリューチェーンの強化を推進しております。また、全社テーマとして、財務体質の強化を目的とした資産ポートフォリオマネジメント及びリサーチ機能の拡充等による経営基盤の強化、適切な経営資源配分による事業ポートフォリオマネジメントの推進等に取り組むと共に、コーポレートガバナンスやリスクマネジメントの強化、コンプライアンスのより一層の徹底を図ります。更に、災害に強いまちづくりや環境共生への取り組みを推進し、持続的な成長に繋げて参ります。

また、当社では、本年6月の定時株主総会での承認を経て、指名委員会等設置会社へ移行し、取締役会による経営監督機能の更なる強化、並びに業務執行における権限・責任の明確化及び意思決定の迅速化を推進すると共に、経営の透明性・客観性の向上を図って参ります。

当社グループでは今後とも、コーポレートブランドの強化に努めると共に、企業としての信頼を向上させ社会的責任（CSR）を積極的に果たすべく、「まちづくりを通じて社会に貢献」することを基本使命として、株主の皆様のご期待に沿うようグループ一丸となって努力して参りますので、株主の皆様には何卒一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

5. 主要な事業内容 (2016年3月31日現在)

事業セグメント	主な事業内容
ビル事業	オフィスビルの開発・賃貸・管理運営、駐車場事業、地域冷暖房事業
生活産業不動産事業	商業施設・物流施設等の開発・賃貸・管理運営
住宅事業	マンション・戸建住宅等の開発・販売・賃貸・管理・リフォーム、不動産受託販売、ニュータウンの開発、余暇施設の運営、注文住宅の設計・請負
海外事業	海外における不動産開発・賃貸・管理運営
投資マネジメント事業	不動産投資マネジメント
設計監理事業	建築及び土木工事の設計監理、建築工事・内装工事等の請負
ホテル事業	ホテル施設の開発・運営
不動産サービス事業	不動産仲介・管理・賃貸、不動産鑑定、不動産関係総合コンサルティング
その他の事業	その他

6. 主要な事業所等（2016年3月31日現在）

（1）当 社

- ・ 本 店：東京都千代田区大手町一丁目6番1号
- ・ 支 店：札幌支店（札幌市）、東北支店（仙台市）、横浜支店（横浜市）、名古屋支店（名古屋市）、
大阪支店（大阪市）、中国支店（広島市）、九州支店（福岡市）

（注）大阪支店は本年4月1日をもって、関西支店に名称変更致しました。

（2）主要なグループ会社

会社名	所在地
三菱地所レジデンス(株)	東京、神奈川、大阪、愛知、北海道、宮城、広島、福岡
三菱地所リアルエステートサービス(株)	東京、神奈川、大阪、愛知、北海道、宮城、広島、福岡
三菱地所ホーム(株)	東京、神奈川、千葉、埼玉、大阪
(株)三菱地所設計	東京、大阪、愛知、北海道、宮城、広島、福岡、中国（上海）、シンガポール
(株)ロイヤルパークホテルズアンドリゾーツ	東京
三菱地所プロパティマネジメント(株)	東京、神奈川、大阪、愛知、北海道、宮城、石川
三菱地所コミュニティ(株)	東京、神奈川、千葉、埼玉、大阪、京都、兵庫、愛知、広島、福岡
丸の内熱供給(株)	東京
(株)サンシャインシティ	東京
三菱地所・サイモン(株)	東京
(株)ロイヤルパークホテル	東京
ロックフェラーグループ社	米国他
三菱地所ヨーロッパ社	英国

7. 使用人の状況（2016年3月31日現在）

（1）企業集団の使用人の状況

事業セグメント	従業員数
ビル事業	1,626名
生活産業不動産事業	321名
住宅事業	3,116名
海外事業	405名
投資マネジメント事業	266名
設計監理事業	596名
ホテル事業	1,248名
不動産サービス事業	487名
その他の事業	164名
全 社（共 通）	245名
合 計	8,474名

（注） 1. 従業員数は就業人員であります（臨時従業員数は含んでおりません。）。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は特定の事業セグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

（2）当社の使用人の状況

従業員数	前年度末比	平均年齢	平均勤続年数
700名	29名増	40歳9カ月	17年1カ月

（注）従業員数は就業人員であります（臨時従業員数は含んでおりません。）。

8. 主要な借入先の状況 (2016年3月31日現在)

借入先	借入額
(株)三菱東京UFJ銀行	193,769 ^{百万円}
三菱UFJ信託銀行(株)	149,687
明治安田生命保険(株)	96,907

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ 会社の現況

1. 株式の状況（2016年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	1,980,000,000株
(2) 発行済株式の総数	1,390,397,097株 (うち自己株式 2,957,749株)
(3) 株主数	57,967名
(4) 大株主（上位10名）	

株主名	当社への出資状況 持株数（出資比率）	
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行(株)信託口	81,876	(5.90)
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)信託口	54,313	(3.91)
明治安田生命保険(株)	46,882	(3.37)
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	37,374	(2.69)
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	35,158	(2.53)
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	31,135	(2.24)
(株)三菱東京UFJ銀行	25,963	(1.87)
旭硝子(株)	22,714	(1.63)
STATE STREET BANK - WEST PENSION FUND CLIENTS - EXEMPT 505233	21,248	(1.53)
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	21,072	(1.51)

(注) 出資比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2016年3月31日現在)

発行決議の日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の発行価額	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使期間	新株予約権の行使の条件	役員の保有状況	
							取締役 (社外取締役を除く) (注) 1	監査役
2006年7月27日	10個	普通株式 10,000株 (注) 2	1株当たり 2,329円	1株当たり 1円	2006年8月15日 ～ 2036年8月14日	(注) 3	保有者数 1名 保有数 6個	—
2007年7月26日	8個	普通株式 8,000株 (注) 2	1株当たり 3,016円	1株当たり 1円	2007年8月14日 ～ 2037年8月13日	(注) 3	保有者数 2名 保有数 6個	—
2008年7月31日	13個	普通株式 13,000株 (注) 2	1株当たり 2,161円	1株当たり 1円	2008年8月16日 ～ 2038年8月15日	(注) 3	保有者数 2名 保有数 9個	—
2009年7月31日	32個	普通株式 32,000株 (注) 2	1株当たり 1,282円	1株当たり 1円	2009年8月18日 ～ 2039年8月17日	(注) 3	保有者数 2名 保有数 19個	保有者数 1名 保有数 5個
2010年7月30日	41個	普通株式 41,000株 (注) 2	1株当たり 1,083円	1株当たり 1円	2010年8月17日 ～ 2040年8月16日	(注) 3	保有者数 3名 保有数 25個	保有者数 1名 保有数 8個
2011年7月29日	56個	普通株式 56,000株 (注) 2	1株当たり 1,044円	1株当たり 1円	2011年8月16日 ～ 2041年8月15日	(注) 3	保有者数 3名 保有数 29個	保有者数 1名 保有数 7個
2012年7月31日	47個	普通株式 47,000株 (注) 2	1株当たり 1,230円	1株当たり 1円	2012年8月16日 ～ 2042年8月15日	(注) 3	保有者数 3名 保有数 32個	保有者数 1名 保有数 7個
2013年7月31日	33個	普通株式 33,000株 (注) 2	1株当たり 2,338円	1株当たり 1円	2013年8月16日 ～ 2043年8月15日	(注) 3	保有者数 7名 保有数 26個	保有者数 1名 保有数 4個
2014年7月31日	38個	普通株式 38,000株 (注) 2	1株当たり 2,264円	1株当たり 1円	2014年8月16日 ～ 2044年8月15日	(注) 3	保有者数 8名 保有数 33個	保有者数 1名 保有数 5個
2015年7月31日	33個	普通株式 33,000株 (注) 2	1株当たり 2,690円	1株当たり 1円	2015年8月18日 ～ 2045年8月17日	(注) 3	保有者数 9名 保有数 33個	—

- (注) 1. 社外取締役については新株予約権の保有はありません。
2. 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、1,000株であります。
3. 新株予約権の行使の条件
- ・新株予約権者は、行使期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
 - ・上記にかかわらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）には、当該承認日の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できるものとする。
 - ・新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
 - ・新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。
 - ・新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。但し、新株予約権割当契約に定める条件によるものとする。
 - ・このほか権利行使の条件及び細目については、新株予約権割当契約に定めるものとする。
4. その他
- ・役員の保有状況のうち、監査役保有分については、従前取締役在任していた時期に付与されたものであります。

（２）当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

（３）その他新株予約権等に関する重要事項

該当事項はありません。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2016年3月31日現在)

役 職		氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役・監査役	執行役員		
* 取締役会長		木 村 恵 司	(一社)不動産協会理事長 ロックフェラーグループ社取締役
* 取締役社長	社長執行役員	杉 山 博 孝	
* 取締役	副社長執行役員	加 藤 譲	社長補佐 海外業務企画部 欧米事業部 アジア事業部担当 ロックフェラーグループ社取締役 会長 メックユーエスエイ社取締役社長
* 取締役	専務執行役員	風 間 利 彦	投資マネジメント事業部担当 ロックフェラーグループ社取締役
* 取締役	専務執行役員	小 野 真 路	住宅業務企画部 資産活用室担当 三菱地所レジデンス(株)取締役社長 (株)メックecoライフ取締役社長
* 取締役	専務執行役員	合 場 直 人	都市開発一部 都市開発二部 丸の内開発部 常盤橋開発室 開発推進部担当 (一社)大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会理事長
* 取締役	専務執行役員	林 総一郎	ビル業務企画部 ビル運営事業部 街ブランド推進部 美術館室担当 丸の内ダイレクトアクセス(株)取締役社長
取締役	常務執行役員	大 草 透	経理部 広報部担当
取締役	常務執行役員	谷 澤 淳 一	経営企画部 新事業創造部担当
取締役		松 橋 功	(株)ジェイティービー相談役
取締役		海老原 紳	住友商事(株)顧問
取締役		富 岡 秀	
取締役		江 上 節 子	武蔵大学大学院人文研究科教授 武蔵大学社会学部教授 郵船ロジスティクス(株)監査役

役 職		氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役・監査役	執行役員		
常勤監査役		柳 澤 裕	
常勤監査役		長谷川 和 彦	
監査役		松 尾 憲 治	明治安田生命保険(株)特別顧問 (株)ニコン取締役 (株)三菱東京UFJ銀行監査役 (株)三菱総合研究所監査役
監査役		高 巖	麗澤大学大学院経済研究科教授 麗澤大学経済学部教授 日本ハム(株)取締役

- (注) 1. *印は代表取締役を示しております。
2. 取締役のうち、松橋 功、海老原紳、富岡 秀及び江上節子の4氏は、社外取締役であります。
3. 取締役江上節子氏の戸籍上の氏名は楠本節子であります。
4. 監査役のうち、長谷川和彦、松尾憲治及び高 巖の3氏は、社外監査役であります。
5. 監査役柳澤 裕氏は、2009年6月から2012年3月まで当社経理担当役員を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 2015年6月26日開催の第116回定時株主総会の終結の時をもって、取締役の柳澤 裕、常盤文克及び五味康昌の3氏並びに監査役の内海暎郎氏は任期満了により退任し、監査役の檀野 博氏は辞任致しました。
7. 2015年6月26日開催の第116回定時株主総会において、新たに林総一郎、海老原紳及び江上節子の3氏は取締役に、柳澤 裕及び高 巖の両氏は監査役にそれぞれ選任され、同日付で就任致しました。
8. 取締役木村恵司氏は、2016年2月22日をもって、日本郵政(株)取締役を辞任致しました。
9. 監査役松尾憲治氏は、2015年6月25日をもって、中部電力(株)監査役を退任致しました。
10. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係は以下の通りであります。
- ・明治安田生命保険(株)は、当社の大株主（上位10名）であります。また、同社は当社の主要な借入先であります。
 - ・(株)三菱東京UFJ銀行は、当社の大株主（上位10名）であります。また、当社は、同社との間に不動産賃貸借等の取引関係があるほか、同社は当社の主要な借入先であります。
 - ・上記以外の兼職先との間には開示すべき関係はありません。
11. 重要な兼職の状況のうち、三菱地所レジデンス(株)、ロックフェラーグループ社、メックユーエスエイ社の3社は不動産業（当社と同一の部類に属する事業）を行っております。
12. 当社は、取締役松橋 功、海老原紳、富岡 秀及び江上節子の4氏並びに監査役長谷川和彦、松尾憲治及び高 巖の3氏を(株)東京証券取引所他の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所他に届け出ております。

なお、本年４月１日付で、前記のうち次に掲げる取締役の担当等が下記の通りとなりました。

役 職		氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役・監査役	執行役員		
* 取締役	専務執行役員	合 場 直 人	都市開発一部 都市開発二部 丸の内開発部 常盤橋開発部 開発推進部担当 (一社)大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会理事長
取締役		風 間 利 彦	
取締役		大 草 透	

(注) * 印は代表取締役を示しております。

(２) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等は、以下の通りであります。

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	16名 (6)	677百万円 (40)
監査役 (うち社外監査役)	6 (4)	90 (55)
合 計	22	768

- (注) １. 上記には、2015年６月26日開催の第116回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役３名（うち社外取締役２名）、退任した監査役（社外監査役）１名及び辞任した監査役１名を含んでおります。
２. 当社取締役には、使用人分給与は支給しておりません。
３. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は、通常の報酬額が「１期８億円以内」（但し、使用人分給与は含まない。）であるほか、これとは別枠で当社取締役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額が「１事業年度２億円以内」であります。
(それぞれ1991年６月27日開催の第92回定時株主総会決議、2006年６月29日開催の第107回定時株主総会決議。なお、ストックオプションについては、社外取締役を除いて割り当てております。)
４. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は、「１事業年度１億円以内」であります。
(2006年６月29日開催の第107回定時株主総会決議)
５. 上記支給額には、当事業年度に係るストックオプションによる報酬額（取締役９名に対し88百万円）が含まれております。
６. 当社の社外役員は、当社の子会社から役員としての報酬等は受けておりません。

(3) 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社では、取締役報酬総額として1事業年度8億円以内の報酬枠と別枠で新株予約権による報酬として2億円以内の報酬枠を、監査役報酬として1事業年度1億円以内の報酬枠を、それぞれ設定しております。

その内容は、社外取締役、監査役を除く役員に対しては、業績連動型報酬制度と株式報酬型ストックオプション制度を採用しております。社外取締役については、業務執行から独立した立場であるため、固定報酬のみとしています。監査役については、監査役の協議に基づき、常勤・非常勤の役割に応じた固定報酬のみとしています。

業績連動型報酬は、年間の金銭報酬について、役員としての職責を果たすことに対する固定報酬と、全社業績及び各人の所管業務における業績を反映させた変動報酬とで構成しております。変動分については、年間の金銭報酬の3割を、全社業績、セグメント毎の業績につき過去実績や年度目標との比較による達成度を評価し、一定の範囲で変動するものです。

また、株価上昇及び業績向上への貢献意欲や士気を一層高めることで、中長期的な視野に立った株主との価値共有を進めるため、2006年度より株式報酬型ストックオプションを導入しております（取締役の退職慰労金制度については、2006年度に廃止）。

なお、当該方針については、取締役会において決議しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

・社外取締役 松橋 功氏

取締役会は15回開催中15回出席し、生活関連サービス会社における経営経験を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、適宜質問、助言を行っております。

・社外取締役 海老原紳氏

取締役会は11回開催中11回出席し、外交官として培われた豊富な国際経験、知識等を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、適宜質問、助言を行っております。

・社外取締役 富岡 秀氏

取締役会は15回開催中15回出席し、外資系投資銀行におけるマネジメント経験を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、適宜質問、助言を行っております。

・社外取締役 江上節子氏

取締役会は11回開催中10回出席し、企業戦略、マーケティング戦略及び人材育成等における豊富な知見を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、適宜質問、助言を行っております。

・社外監査役 長谷川和彦氏

取締役会は15回開催中15回出席し、常勤監査役として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜質問、指摘を行っております。

監査役会は14回開催中14回出席し、常勤監査役として事業所等の監査報告を行うほか、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

・社外監査役 松尾憲治氏

取締役会は15回開催中14回出席し、生命保険会社における経営経験を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜質問、指摘を行っております。

監査役会は14回開催中13回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

・社外監査役 高 巖氏

取締役会は11回開催中10回出席し、企業倫理、コンプライアンス等における幅広い見識を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜質問、指摘を行っております。

監査役会は11回開催中10回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

- (注) 1. 社外取締役 海老原紳及び江上節子の両氏は、2015年6月26日付で取締役に就任したため、他の社外役員と出席対象となる取締役会の回数が異なります。
2. 社外監査役 高 巖氏は、2015年6月26日付で監査役に就任したため、他の社外役員と出席対象となる取締役会及び監査役会の回数が異なります。

② 責任限定契約の内容の概要

社外取締役の松橋 功、海老原紳、富岡 秀及び江上節子の4氏並びに社外監査役の長谷川和彦、松尾憲治及び高 巖の3氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役共に1,000万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当社が支払うべき当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	137百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	339百万円

(注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を致しました。

2. 当社の重要な子会社のうち、ロックフェラーグループ社及び三菱地所ヨーロッパ社は、当社の会計監査人以外の監査法人（アーンスト・アンド・ヤング）の監査を受けております。

3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社が、会計監査人に対して委託した、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務は、マイナンバー制度対応助言業務等であります。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条に定める事由に該当し、解任が相当と認められる場合には、全監査役の同意に基づき、会計監査人を解任致します。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定致します。

（５）責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

（６）会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分

金融庁が2015年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要は以下の通りであります。

① 処分の対象者

新日本有限責任監査法人

② 処分の内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 ３月（2016年１月１日から同年３月31日まで）
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）

③ 処分理由

- ・ 他社の財務書類の監査において、同監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。
- ・ 運営が著しく不当と認められたため。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下の通りであります。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社では、当社グループの保有する情報資産を適切に取り扱い、情報セキュリティを継続的に実践し、向上させるため、「三菱地所グループ情報管理基本規程」に基づく組織体制を構築し、リスクマネジメント委員会が全社的な統括を行う。

そうした体制の下、具体的には、当社の保有する情報の保護や取扱いに必要な管理対策全般について定める「情報管理対策規程」及び「情報取扱規則」、文書の保存方法・期間や廃棄ルール等、文書の保管及び廃棄に関する管理対策を定める「重要書類保管規則」「処理済文書整理規則」、情報システム及び電子情報の保護に関する管理対策を定める「情報システム取扱規則」等の社内規則を定め、それらの運用を通じて、取締役の職務の執行に係る情報の適切な保存及び管理を行う。

② 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループでは、当社グループが企業経営を行っていく上で、事業に関連する内外の様々なリスクを適切に評価及び管理し、当社グループの企業価値を維持・増大していくために、当社グループにおける全ての事業活動を対象としてリスクマネジメントを実践する。

具体的には、当社グループの全ての役職員によって遂行されるべきリスクマネジメント体制を制度化することにより適切なリスクマネジメントを実現するべく、「三菱地所グループリスクマネジメント規程」を制定し、その定めにより、当社において、当社グループのリスクマネジメントの推進を統括する機関として「リスクマネジメント委員会」を、また、リスクマネジメントに関する情報の集約等、実務的な合議体として「リスクマネジメント協議会」をそれぞれ位置づけるほか、取締役会の決議により任命されたリスクマネジメント担当役員をリスクマネジメントの統括責任者とし、各事業グループラインスタッフ部署長及びコーポレートスタッフ部署長等を「リスクマネジメント責任者」とし、また当社グループ各社に「リスクマネジメント担当責任者」を定め、事業グループ内管理とその統括を行う形でリスクマネジメントを実施する。

一方、こうしたリスクマネジメント体制を基礎としつつ、当社においては、具体的事業の中で、特に重要な投資案件については、業務執行に係る重要事項の全社的意思決定機関である「取締役会」や「経営会議」での審議の前に、経営会議の諮問機関である「投資委員会」で審議を行い、リスクの内容や程度、リスクが顕在化した場合に備えた対応策等についてチェックを行う。

また、緊急事態発生時の行動指針や連絡・初動体制については、取締役会の決議により防災担当役員を任命してその整備に当たることとしており、「緊急事態対応マニュアル」や大地震、大火災、爆発等の非常災害に係る事前の予防対策や災害発生時の体制等に関する「災害対策要綱」を定め、定期的な訓練や見直し、拡充を行うと共に、非常時における事業継続を目的とする事業継続計画についても、「三菱地所グループ事業継続計画ガイドライン」に基づき策定した「事業継続計画基本計画書」「事業継続計画行動計画書」を運用し、適宜改定を行うことにより、環境変化に対応する。

内部監査室は、リスクマネジメントの実効を高めるべく、「内部監査規程」に従って内部監査活動を行う。

③ 当社の取締役並びに子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループでは、企業の社会的責任を果たしていく中で、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するために、当社グループに適した経営機構の整備を絶えず追求する。この方針の下、当社では、経営監督機能と業務執行機能の強化、経営の効率化及び意思決定の迅速化等を目的として、執行役員制度を採用するほか、入札案件等に対する機動的な意思決定を目的として特別取締役制度を導入し、更には担当役員制や「取締役会規則」「稟議規程」等の社内規則に基づく職務権限及び意思決定ルールの整備により、効率的に職務の執行が行われる体制とする。

④ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループでは、「三菱地所グループ基本使命」「三菱地所グループ行動憲章」「三菱地所グループ行動指針」を定め、その徹底を図ることで、役職員が遵守すべき行動規準を示すと共に、当社では、CSR委員会による全社的な統括、法務・コンプライアンス部による予防治務活動、コンプライアンス推進活動及びリスクマネジメント推進活動、内部監査室による内部監査活動、社外取締役導入による取締役会の経営監督機能の強化、監査役による監査活動等を通じて、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

また、当社では、「コンプライアンス規程」の定めに基づき、取締役会の決議により、当社全体のコンプライアンスに関する総合的な管理及び推進業務を担当する「コンプライアンス担当役員」を任命するほか、各部署長に対しては「コンプライアンス推進委員」を委嘱し、各部署においてコンプライアンスの率先垂範を求める。

このほか、コンプライアンスに関する相談及び連絡等の当社グループ及び取引先も含めた窓口として社内及び社外にヘルプラインを設置し、運用する。

⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループでは、グループ全体の行動規範となる「三菱地所グループ基本使命」「三菱地所グループ行動憲章」「三菱地所グループ行動指針」等を定め、CSR委員会による統括の下、その徹底を図ることと、グループをあげて遵法経営の実践、企業倫理の実践及び業務の適正の確保に努める。

また、当社グループでは、当社の各事業グループラインスタッフ部署に所管事業領域におけるグループ会社に係る業務を担当させるほか、経営企画部の部内組織としてグループ会社の経営推進とスタッフ機能の支援を主な任務とする「経営企画部グループ経営推進室」を設置し、全社経営計画とグループ会社に関する施策を連動させる体制を構築すると共に「三菱地所グループ経営規程」の運用を通じて、一定の重要事項については必ず当社とグループ会社が協議ないし情報交換を行うこととすることなどにより、グループ会社の経営の適正、効率性の促進とリスクマネジメントの強化に努め、当社グループ全体の価値最大化の達成を目標としてグループ経営に取り組んでいる。

更には、当社グループにおける財務報告の信頼性の確保に向け、「三菱地所グループ／財務報告に係る内部統制の基本的な方針（基本規程）」を定め、金融商品取引法が求める財務報告に係る内部統制報告制度に適切に対応する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

「監査役監査基準」及び「職制」の定めにより、監査役の職務を補助すべき組織として「監査役室」を設置する。監査役室には、専任の室長以下、監査役の職務に関連性の深い他部署業務を兼務する室員若干名を配置する。

監査役室の室長は、監査役の指示に従い所属員を指揮し担当事務を遂行する。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室長の人事異動、懲罰等については、常勤監査役の同意を得た上で行うこととする。監査役室員の人事異動、懲罰等については、監査役室長と事前に協議の上行うこととする。

⑧ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社では、法令もしくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められるときは、取締役、使用人を問わず、速やかにその旨を監査役に対して報告することはもとより、稟議書等の重要書類については社内規則により書類回覧を義務づける。また、内部監査室による内部監査結果、法務・コンプライアンス部によるコンプライアンス推進活動の状況、リスクマネジメント活動の状況、コンプライアンスに関する相談及び連絡等の当社グループ及び取引先も含めた窓口として当社内及び社外に設置したヘルプラインの運用状況等、監査役の職務上必要と判断される事項について定期的に報告を行う。また、「三菱地所グループ経営規程」等の定めにより、グループ会社の取締役等や使用人より報告を受けた事項について、常勤監査役が出席する経営会議等において情報共有を図る。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループでは、全ての役職員は、「三菱地所グループリスクマネジメント規程」の定めにより、リスクに関わる情報を収集し報告する責任を負うと共に、公益通報者保護法を踏まえ、当社内及び社外に設置したヘルプラインについて、相談・連絡者に対する保護や是正措置等の通知に係る対応方針等を定めた「ヘルプライン運営規則」に基づき運用すること等により、前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会は、「監査役監査基準」の定めにより、職務の執行上必要と認める費用について、予め会社に請求することができ、また、緊急又は臨時に支出した費用については、事後会社に償還を請求することができる。

当社は、監査役会の請求に基づき、監査役の職務の執行に必要な費用を支払う。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社常勤監査役は、「監査役監査基準」の定めに従い、取締役社長をはじめとする当社経営陣、法務・コンプライアンス部、内部監査室、及び当社会計監査人等と定期的に会合を行い、意見交換等を行う。また、常勤監査役は、経営会議等重要な会議に出席する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

① リスクマネジメントに関する取り組みの状況

- ・リスクマネジメント委員会及びリスクマネジメント協議会を各々年4回開催し、2014年度のリスクマネジメント活動結果及び2015年度のリスクマネジメント活動状況等の報告を実施致しました。また、当社グループにおける最高情報管理責任者を新たに設置するなど、情報管理体制の見直しを実施致しました。
- ・リスクマネジメント委員会において2015年度の重点対策リスクを選定し、各グループ会社及び各事業グループにおいて当該リスクに対する改善策を進めました。また、各グループ会社及び各事業グループからリスクマネジメント委員会に対し改善状況の報告を実施致しました。
- ・投資委員会の運用ルールや投資判定の基準等の継続的な見直しにより、投資案件における経営判断に際し、適切にリスクマネジメントを実施する体制の構築に取り組みました。

② 職務執行の効率性の確保に関する取り組みの状況

- ・「取締役会規則」「稟議規程」等の社内規則について、整備及び周知を進め、適切に運用致しました。
- ・業務執行における権限・責任の明確化及び意思決定の迅速化等を推進するべく、コーポレートガバナンス体制の見直しを検討し、本年6月の定時株主総会での定款変更議案承認を前提とした指名委員会等設置会社への移行方針を取締役会で決議致しました。

③ コンプライアンスに関する取り組みの状況

- ・「三菱地所グループ基本使命」「三菱地所グループ行動憲章」「三菱地所グループ行動指針」の定めに基づき、CSR委員会等の活動を通じ、コンプライアンスの周知・徹底を図り、また贈収賄防止等の観点から、社内規則を整備致しました。
- ・CSR委員会及びその下部組織であるコンプライアンス協議会を各々年2回開催し、2014年度のコンプライアンス活動結果及び2015年度のコンプライアンス推進活動状況等の報告を実施致しました。
- ・内部監査では、中期監査計画及び年次監査計画においてコンプライアンスに関する監査項目を設定し、当該計画に基づく監査を実施致しました。

④ 職務執行の報告及びその他のグループ経営に関する取り組みの状況

- ・「三菱地所グループ基本使命」「三菱地所グループ行動憲章」「三菱地所グループ行動指針」の定めに基づき、CSR委員会等の活動や研修等を通じ、グループをあげて遵法経営の実践、企業倫理の実践及び業務の適正の確保に努めました。
- ・「三菱地所グループ経営規程」に定められた事前協議事項・通知事項に基づき、当社とグループ会社との情報共有体制を安定的に運用することにより、グループ会社の経営の適正、効率性の促進とリスクマネジメントの強化に取り組みました。
- ・金融商品取引法が求める財務報告に係る内部統制報告制度について、「三菱地所グループ／財務報告に係る内部統制の基本的な方針（基本規程）」に基づき、「全社的な内部統制」、「決算・財務報告プロセスに係る内部統制」、「業務プロセスに係る内部統制」、「ITを利用した内部統制」を対象に、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の評価を行い、適切に対応致しました。

⑤ 監査役監査の実効性の確保に関する取り組みの状況

- ・監査役室は、専任の室長1名及び他部署業務を兼務する室員4名の計5名の体制の下、担当事務を遂行致しました。
- ・監査役への重要書類の回覧、内部監査室による内部監査結果報告、法務・コンプライアンス部によるコンプライアンス推進活動やリスクマネジメント活動等の報告について、適切に実施致しました。
- ・常勤監査役は、取締役社長と年2回、他の取締役及び事業グループ担当の執行役員等と年1回、意見交換等のための会合を行いました。また、経営会議、CSR委員会、リスクマネジメント委員会、年次計画会議等の主要な社内会議に出席致しました。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要、基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要、並びに各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由は、以下の通りであります。

なお、当社は、2013年6月27日開催の当社第114回定時株主総会における承認決議に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を更新しております。

また、2011年6月1日に2011年度を初年度とする中長期経営計画「BREAKTHROUGH 2020」（2011～2020年度）を策定・公表しております。

（1）基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかし、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

また、当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。

当社としては、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

(イ) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループの企業価値は、不動産に関連する様々な事業・資産のポートフォリオをベースとし、これらの組み合わせや相互補完によりもたらされるシナジーにより高められると共に、不動産事業に関する専門的な知識、深い経験、ノウハウによって支えられています。具体的には、従来から強みがあり、収益の柱となっている、資金投下によりデベロップメント事業を行う「投資開発事業領域」と、「オフィス（PM・リーシング）」、「商業・物流」、「投資マネジメント」、「設計監理」、「ホテル」、「不動産サービス」等、グループ力を生かしてソリューションサービスを提供する「マネジメント・サービス事業領域」との間のバリューチェーンを強化し、ハード・ソフト一体で顧客起点の価値創造を行うという視点から、オフィスビル、住宅、商業施設、ホテル等の開発やこれらを組み合わせた複合開発、更にはより広範にわたる面的な開発等、様々なプロジェクトを推進しております。こうした様々な事業の推進にあたっては各ステークホルダーとの信頼関係の構築が不可欠であり、長期的視野に立った総合的なまちづくりが事業価値の最大化につながる重要な要素と考えております。

2011年度を初年度とする中長期経営計画「BREAKTHROUGH 2020」（2011～2020年度）においては、国内市場の成熟化やグローバル化等、当社グループを取り巻く経営環境の変化を踏まえ、より長期的な視点で経営方針を定めるべく、10年間の長期基本戦略と3年間の中期戦略を定め、着実に事業に取り組んで参りました。2014年度からの中期経営計画では、本計画期間を、企業価値向上を実現する3年間と位置付けており、成長性、効率性、健全性に関する全社計数目標を設定し、各事業領域における開発機能の更なる強化や、グループ内の連携、バリューチェーンの強化を推進すると共に、中期経営計画を実現するための組織体制の整備を行っております。あわせて、財務体質の強化を目的とした資産ポートフォリオマネジメント及びリサーチ機能の拡充等による経営基盤の強化、適切な経営資源配分による事業ポートフォリオマネジメントの推進等を全社的テーマとして設定し、災害に強いまちづくりへの意識を重視しながら、人々のワークスタイル・ライフスタイルへの安心・安全・快適を軸にした新たな価値の提案・提供を行い、グループとして持続的に成長し社会に貢献する会社を目指し、企業価値・株主共同の利益の向上に鋭意取り組んでおります。

また、当社においては、コーポレートガバナンス機能の充実は、経営上の最重要課題の一つであるとの認識の下、多様なバックグラウンドを有する社外取締役を複数選任すると共に、取締役の任期を1年とする等、コーポレートガバナンス機能の強化を図って参りました。そのような中、2016年1月28日開催の当社取締役会において、取締役会による経営監督機能の更なる強化、並びに業務執行における権限・責任の明確化及び意思決定の迅速化を推進すると共に、経営の透明性・客観性の向上を図るべく、指名委員会等設置会社へ移行する方針を決定致しました（当該方針に基づき、当社第117回定時株主総

会において、定款一部変更議案及び取締役選任議案を付議する予定であり、両議案が承認可決されますと、全15名中7名を独立した社外取締役が占める取締役会の下で、独立した社外取締役が過半数を占める指名・監査・報酬の3委員会が設置される体制となります。)

当社の利益配分については、株主の皆様に対する安定的な利益還元に努めていくことを基本としながら、丸の内再構築をはじめとする今後の事業展開に伴う資金需要にも配慮しつつ、当社グループの業績の水準等を総合的に勘案し、連結配当性向25～30%程度を目処として決定していきたいと考えております。

(ロ) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プラン）の内容の概要

(i) 本プランの目的

本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止すると共に、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様には代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

(ii) 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を取得しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求めるなど、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランに定める新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議がなされた場合に、当該決定時以降に限り当社株式の大量買付を行うことができるものとされています。

当社は、本プランにおける対抗措置の発動の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した当社社外取締役等のみから構成される独立委員会において、その客観的な判断を経るものとしております。

買収者は、買付の開始に先立ち、買付の内容の検討に必要な所定の情報を提供するものとされ、また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、買収者の買付の内容に対する意見や代替案等の情報を提供するように要求することができます。

独立委員会は、買付の内容や当社取締役会の代替案の検討、買収者との協議・交渉等を行い、かかる検討等の結果、買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株式の大量買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、

当社取締役会に対して、買収者による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てる対抗措置の発動を勧告します。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する決議を行います。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主意思確認総会を招集し、株主の意思を確認することがあります。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、1個の新株予約権につき、最大1株までの範囲内で当社取締役会が定める数の当社株式が発行されることから、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

本プランの有効期間は、原則として、2013年6月27日開催の第114回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中長期経営計画、コーポレートガバナンスの強化及び株主に対する安定的な利益還元等の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、当社株式に対する買付等が行われた際に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランについては「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則の要件を完全に充足していること、第114回定時株主総会において株主の皆様の承認を得ていること、一定の場合に株主意思確認総会において株主意思を確認することとしていること、及び取締役の任期は1年であり、また当社取締役会によりいつでも本プランを廃止できるとされていること等株主意思を重視するものであること、独立性の高い社外取締役によって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家を利用し助言を受けることができるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値・株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

以 上

連結計算書類

連結貸借対照表 (2016年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	5,311,840
流動資産	1,233,935
現金及び預金	412,983
受取手形及び営業未収入金	35,261
有価証券	14
販売用不動産	54,827
仕掛販売用不動産	366,354
開発用不動産	8,905
未成工事支出金	7,942
その他のたな卸資産	1,014
エクイティ出資	276,842
繰延税金資産	14,552
その他	55,764
貸倒引当金	△ 528
固定資産	4,077,904
有形固定資産	3,551,062
建物及び構築物	886,494
機械装置及び運搬具	21,939
土地	1,955,451
信託土地	549,811
建設仮勘定	122,261
その他	15,105
無形固定資産	107,784
借地権	75,494
その他	32,289
投資その他の資産	419,058
投資有価証券	216,334
長期貸付金	1,406
敷金及び保証金	115,382
退職給付に係る資産	9,810
繰延税金資産	16,170
その他	61,578
貸倒引当金	△ 1,623
資産合計	5,311,840

科 目	金 額
負債の部	3,652,660
流動負債	670,877
支払手形及び営業未払金	58,331
短期借入金	103,125
1年内返済予定の長期借入金	163,651
1年内償還予定の社債	78,023
未払法人税等	22,903
事業譲渡損失引当金	10,570
その他	234,271
固定負債	2,981,782
社債	825,000
長期借入金	1,114,426
受入敷金保証金	393,309
繰延税金負債	180,205
再評価に係る繰延税金負債	265,912
退職給付に係る負債	32,464
役員退職慰労引当金	685
環境対策引当金	5,068
負ののれん	83,827
その他	80,882
純資産の部	1,659,180
株主資本	897,293
資本金	141,373
資本剰余金	161,188
利益剰余金	600,116
自己株式	△ 5,385
その他の包括利益累計額	612,387
その他有価証券評価差額金	89,945
繰延ヘッジ損益	△ 30
土地再評価差額金	521,248
為替換算調整勘定	13,900
退職給付に係る調整累計額	△ 12,676
新株予約権	529
非支配株主持分	148,970
負債純資産合計	5,311,840

連結損益計算書 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	1,009,408
営業原価	756,820
営業総利益	252,588
販売費及び一般管理費	86,388
営業利益	166,199
営業外収益	10,949
受取利息	284
受取配当金	4,556
持分法による投資利益	605
その他	5,503
営業外費用	32,296
支払利息	20,183
固定資産除却損	6,064
その他	6,049
経常利益	144,851
特別利益	19,421
固定資産売却益	2,709
投資有価証券売却益	11,350
未払金取崩益	4,098
追加出資義務損失引当金戻入益	1,262
特別損失	22,423
固定資産除却関連損	4,223
減損損失	2,561
環境対策引当金繰入額	5,068
事業譲渡損失引当金繰入額	10,570
税金等調整前当期純利益	141,850
法人税、住民税及び事業税	43,994
法人税等調整額	△ 422
法人税等合計	43,571
当期純利益	98,278
非支配株主に帰属する当期純利益	14,851
親会社株主に帰属する当期純利益	83,426

計算書類

貸借対照表 (2016年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部	4,486,547	負債の部	3,196,761
流動資産	1,087,124	流動負債	569,076
現金及び預金	296,027	営業未払金	17,922
営業未収入金	21,048	短期借入金	31,750
販売用不動産	18,548	1年内返済予定の長期借入金	150,186
仕掛販売用不動産	5,752	1年内償還予定の社債	70,000
開発用不動産	8,758	未払法人税等	9,451
エフイティ出資	251,137	預り金	241,415
関係会社短期貸付金	466,003	追加出資義務損失引当金	541
繰延税金資産	2,004	その他	47,808
その他	19,520	固定負債	2,627,685
貸倒引当金	△ 1,675	社債	825,000
固定資産	3,399,423	長期借入金	975,234
有形固定資産	2,658,724	受入敷金保証金	318,795
建物及び構築物	551,848	繰延税金負債	103,932
機械装置及び運搬具	2,932	再評価に係る繰延税金負債	265,890
土地	1,471,855	退職給付引当金	2,591
信託土地	548,550	債務履行引受引当金	3,997
建設仮勘定	77,909	環境対策引当金	5,068
その他	5,627	負ののれん	68,669
無形固定資産	12,715	その他	58,506
借地権	9,805	純資産の部	1,289,785
その他	2,910	株主資本	677,029
投資その他の資産	727,983	資本金	141,373
投資有価証券	196,532	資本剰余金	170,485
関係会社株式	398,442	資本準備金	170,485
長期貸付金	1,278	利益剰余金	370,556
敷金及び保証金	99,190	利益準備金	21,663
前払年金費用	12,433	その他利益剰余金	348,892
その他	20,408	特別償却準備金	3,982
貸倒引当金	△ 302	固定資産圧縮積立金	138,282
資産合計	4,486,547	別途積立金	108,254
		繰越利益剰余金	98,374
		自己株式	△ 5,385
		評価・換算差額等	612,226
		その他有価証券評価差額金	87,635
		土地再評価差額金	524,591
		新株予約権	529
		負債純資産合計	4,486,547

損益計算書 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	380,951
ビル事業収益	335,267
その他の事業収益	45,683
営業原価	285,648
ビル事業費用	246,811
その他の事業費用	38,837
営業総利益	95,302
販売費及び一般管理費	19,377
営業利益	75,925
営業外収益	17,407
受取利息	583
受取配当金	13,212
その他の営業外収益	3,611
営業外費用	25,562
支払利息	7,275
社債利息	10,389
固定資産除却損	2,847
その他の営業外費用	5,049
経常利益	67,770
特別利益	13,719
固定資産売却益	1,124
投資有価証券売却益	11,332
追加出資義務損失引当金戻入益	1,262
特別損失	9,291
固定資産除却関連損	4,223
環境対策引当金繰入額	5,068
税引前当期純利益	72,199
法人税、住民税及び事業税	21,314
法人税等調整額	7,466
当期純利益	43,418

会計監査人の連結会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2016年5月16日

三菱地所株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 村 和 臣 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 川 伊智郎 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	寒河江 祐一郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三菱地所株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱地所株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2016年5月16日

三菱地所株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 村 和 臣	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 川 伊智郎	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	寒河江 祐一郎	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱地所株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの2015年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2015年度の事業報告、計算書類、これらの附属明細書、連結計算書類その他取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、内部統制システム（金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制を含む）の整備・運用等を重点監査項目と設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるほか、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。

また、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」並びに基本方針実現のための各取組み等については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ監査致しました。子会社については、監査計画に基づき子会社に赴き子会社の取締役及び監査役等と意思疎通を図り業務及び財産の状況を聴取致しました。以上の方法に基づき、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書その他取締役の職務の執行について検討致しました。

更に、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視すると共に、会計監査人から監査計画の説明や監査の実施状況及び結果等その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において重要な不備はない旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人より受けております。
- 四 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。基本方針実現のための各取組み等については、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2016年5月19日

三菱地所株式会社 監査役会

常勤監査役	柳 澤 裕	㊞
常勤監査役	長谷川 和 彦	㊞
監 査 役	松 尾 憲 治	㊞
監 査 役	高 巖	㊞

(注) 常勤監査役長谷川和彦、監査役松尾憲治、監査役高巖は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

第117回 定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連結株主資本等変動計算書	1
連結注記表	2
株主資本等変動計算書	14
個別注記表	16

本内容は、法令及び当社定款第15条の定めにより、当社ウェブサイト
(<http://www.mec.co.jp/j/investor/stock/shareholder/index.html>)に掲載し
ているものです。

連結株主資本等変動計算書

(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	141,373	162,638	538,687	△5,259	837,440
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△20,812		△20,812
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			83,426		83,426
自 己 株 式 の 取 得				△228	△228
自 己 株 式 の 処 分		△3	△25	102	73
土地再評価差額金の取崩			△1,160		△1,160
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動		△1,446			△1,446
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	△1,449	61,428	△126	59,852
当 期 末 残 高	141,373	161,188	600,116	△5,385	897,293

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						新株予約権	非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価 証券評価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に 係る調整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	127,609	△5	504,756	20,798	5,238	658,398	500	143,825	1,640,163
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当									△20,812
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益									83,426
自 己 株 式 の 取 得									△228
自 己 株 式 の 処 分									73
土地再評価差額金の取崩									△1,160
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動									△1,446
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△37,663	△25	16,492	△6,898	△17,914	△46,010	29	5,145	△40,836
当 期 変 動 額 合 計	△37,663	△25	16,492	△6,898	△17,914	△46,010	29	5,145	19,016
当 期 末 残 高	89,945	△30	521,248	13,900	△12,676	612,387	529	148,970	1,659,180

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 194社

主要な連結子会社の名称は、「事業報告」の「I 企業集団の現況 3. 重要な親会社及び子会社の状況 (2) 重要な子会社等の状況」に記載の通りであります。

アクアシティインベストメント特定目的会社は持分の追加取得により、匿名組合大手町第三インベストメント他13社は新規設立により、連結子会社に含めております。

一方、新宿六丁目特定目的会社他5社は解散により、連結子会社から除外しております。

- (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社は日本橋2丁目開発特定目的会社であります。

非連結子会社は、総資産の合計額、営業収益の合計額、当期純損益の額のうち持分に見合う額の合計額及び利益剰余金の額のうち持分に見合う額の合計額等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除いております。

2 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用非連結子会社の数 0社

- (2) 持分法適用関連会社の数 65社

そのうち主要な関連会社は㈱東京流通センターであります。

潤泰創新開発股份有限公司他6社については新規出資により、持分法適用関連会社としております。

一方、1101K, INC. 他4社については持分を売却したことにより持分法適用関連会社から除外しております。

- (3) 主要な持分法非適用会社の名称等

主要な持分法非適用非連結子会社は日本橋2丁目開発特定目的会社、主要な持分法非適用関連会社は常盤橋インベストメント特定目的会社であります。これらは、当期純損益の額のうち持分に見合う額の合計額及び利益剰余金の額のうち持分に見合う額の合計額等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、これらの会社に対する投資については持分法を適用しておりません。

- (4) その他

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のロックフェラーグループ社及び海外子会社147社、㈱メックecoライフ他4社の決算日は12月31日、京葉土地開発㈱他2社の決算日は1月31日であり、同日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結決算上必要な調整を行っております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券	償却原価法（当社及び国内連結子会社は定額法、在外連結子会社は利息法）
その他有価証券	
投資有価証券	
時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法
エクイティ出資	
時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法
デリバティブ	時価法
たな卸資産	
販売用不動産	主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
仕掛販売用不動産	同 上
開発用不動産	同 上
未成工事支出金	同 上
固定資産	当社及び国内連結子会社は減損会計を適用しております。在外連結子会社は米国会計基準により処理しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

当社及び国内連結子会社は主として定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法
在外連結子会社は定額法

無形固定資産

定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見積期間（主として5年）に基づく定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により計上しているほか、貸倒懸念債権等特定の債権については、債権の回収可能性を個別に検討して計上しております。

役員退職慰労引当金

連結子会社においては、役員の退職による退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

環境対策引当金

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理等、環境対策に伴い発生する損失の見積額を計上しております。

事業譲渡損失引当金

事業の譲渡に伴い発生する損失の見積額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年～10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社の資産及び負債は当該子会社の決算日の直物為替相場、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部を為替換算調整勘定として表示しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
金利スワップ	借入金・社債
通貨スワップ	借入金・社債

③ ヘッジ方針

リスクヘッジ取引は、「市場リスク管理規定」及び「リスク別管理要項」等の内規に基づき、金利変動リスク、為替変動リスクのヘッジを目的としております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

(8) 営業収益の計上基準

請負工事に係る収益の計上基準については、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(9) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。ただし、その効果の発現する期間の見積りが可能な場合には、その見積期間で均等償却し、僅少なものについては一括償却しております。

会計上の見積りの変更に関する注記

環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づくポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理につきましては、見積額の重要性が増したため、当連結会計年度より環境対策引当金（5,068百万円）を計上し、同繰入額を特別損失に計上しております。この結果、税金等調整前当期純利益は5,068百万円減少しております。

表示方法の変更に関する注記

「企業結合に関する会計基準」等の適用に伴う変更

「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 2013年9月13日）第39項に掲げられた定め等を適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

連結貸借対照表に関する注記

1 有形固定資産の減価償却累計額	1,431,555百万円
なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。	
2 担保に供している資産及び担保を付している債務	
(1) 担保に供している資産	
建物及び構築物	112,625百万円
機械装置及び運搬具	1,658百万円
土地	178,669百万円
その他（その他の有形固定資産）	0百万円
投資有価証券	68百万円
計	293,023百万円
(2) 担保を付している債務	
短期借入金	100百万円
1年内返済予定の長期借入金	8,738百万円
長期借入金	37,630百万円
その他（その他の固定負債）	5,106百万円
計	51,575百万円

3 偶発債務

(1) 保証債務

被保証者	債務の金額	債務の内容
住宅購入者	46,812百万円	金融機関からの借入金
その他	18百万円	金融機関からの借入金
計	46,830百万円	

住宅購入者の保証債務は、主として購入者の住宅ローンに関する抵当権設定登記完了までの金融機関に対する連帯保証債務であります。

(2) 事業引受保証

被保証者	債務の金額	債務の内容
Flushing Commons Property Owner, LLC	3,927百万円 (32,566千米ドル)	金融機関からの借入金
TRCC/Rock Outlet Center, LLC	3,109百万円 (25,779千米ドル)	金融機関からの借入金
RG-IPA NG Phase I, LLC	297百万円 (2,468千米ドル)	金融機関からの借入金
Market Street Office Trustee Pte. Ltd.	7,685百万円 (90,000千シンガポールドル)	金融機関からの借入金
Allamanda Residential Development Pte. Ltd.	2,753百万円 (32,250千シンガポールドル)	金融機関からの借入金
計	17,773百万円	

ロックフェラーグループ社は、Flushing Commons Property Owner, LLC、TRCC/Rock Outlet Center, LLC及びRG-IPA NG Phase I, LLCの事業について、債権者に対し持分相当額の事業引受保証を行っております。

また、三菱地所アジア社は、Market Street Office Trustee Pte. Ltd. 及びAllamanda Residential Development Pte. Ltd. の事業について、債権者に対し持分相当額の事業引受保証を行っております。

(3) 追加出資義務

被保証者	債務の金額	債務の内容
大手町デベロップメント特定目的会社	34,216百万円	金融機関からの借入金
計	34,216百万円	

大手町デベロップメント特定目的会社への追加出資義務については、当社の出資割合である50%となります。

4 土地の再評価

当社及び一部の連結子会社では「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（2001年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税効果相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法により算出

再評価を行った年月日

2002年3月31日

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数 (千株)	当連結会計年度増加株式数 (千株)	当連結会計年度減少株式数 (千株)	当連結会計年度末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	1,390,397	—	—	1,390,397
合 計	1,390,397	—	—	1,390,397
自己株式				
普通株式 (注)	2,927	87	56	2,957
合 計	2,927	87	56	2,957

(注) 自己株式の株式数の増加87千株は、単元未満株式の買取りによる増加87千株、減少56千株はストックオプション行使による減少51千株及び単元未満株式の売却による減少5千株によるものです。

2 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議 日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2015年6月26日 定時株主総会	普通株式	11,099	8	2015年3月31日	2015年6月29日
2015年10月30日 取締役会	普通株式	9,712	7	2015年9月30日	2015年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議 予 定 日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2016年6月29日 定時株主総会	普通株式	12,486	利益剰余金	9	2016年3月31日	2016年6月30日

3 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）			
		当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末
2006年7月27日開催の取締役会決議による新株予約権	普通株式	10,000	—	—	10,000
2007年7月26日開催の取締役会決議による新株予約権	普通株式	8,000	—	—	8,000
2008年7月31日開催の取締役会決議による新株予約権	普通株式	13,000	—	—	13,000
2009年7月31日開催の取締役会決議による新株予約権 (注) 1	普通株式	45,000	—	13,000	32,000
2010年7月30日開催の取締役会決議による新株予約権 (注) 2	普通株式	57,000	—	16,000	41,000
2011年7月29日開催の取締役会決議による新株予約権 (注) 3	普通株式	63,000	—	7,000	56,000
2012年7月31日開催の取締役会決議による新株予約権 (注) 4	普通株式	62,000	—	15,000	47,000
2013年7月31日開催の取締役会決議による新株予約権	普通株式	33,000	—	—	33,000
2014年7月31日開催の取締役会決議による新株予約権	普通株式	38,000	—	—	38,000
2015年7月31日開催の取締役会決議による新株予約権 (注) 5	普通株式	—	33,000	—	33,000

- (注) 1. 2009年7月31日開催の取締役会決議による新株予約権の当連結会計年度における減少は、新株予約権の行使によるものです。
2. 2010年7月30日開催の取締役会決議による新株予約権の当連結会計年度における減少は、新株予約権の行使によるものです。
3. 2011年7月29日開催の取締役会決議による新株予約権の当連結会計年度における減少は、新株予約権の行使によるものです。
4. 2012年7月31日開催の取締役会決議による新株予約権の当連結会計年度における減少は、新株予約権の行使によるものです。
5. 2015年7月31日開催の取締役会決議による新株予約権の当連結会計年度における増加は、新株予約権の発行によるものです。

金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。資金運用については流動性を重要視し、運用期間を短期とすることにより、市場リスクを極力回避しております。デリバティブ取引は、金利変動リスクのヘッジ、支払金利の軽減及び為替変動リスクの回避を主眼とし、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

エクイティ出資は、主に資産流動化法に基づく特定目的会社に対する優先出資、不動産投資信託の投資口に対する出資及び特別目的会社に対する匿名組合出資等であり、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

賃借物件において預託している敷金及び保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び営業未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日及び償還日は最長で決算日後60年であります。このうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約であります。金利スワップについては、変動金利による資金調達の支払利息を固定化することにより、金利変動リスクをヘッジする取引を行っております。なお、一部の連結子会社は、当社と同様の取引方針及び利用目的で金利スワップ取引及び通貨スワップ取引を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権、敷金及び保証金について、各セグメントにおける担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理すると共に、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引を利用しております。有価証券及び投資有価証券等については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新すると共に、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

2016年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	412,983	412,983	—
(2) 受取手形及び営業未収入金 貸倒引当金(*1)	35,261 △528		
	34,733	34,733	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	405	425	19
② その他有価証券	189,926	189,926	—
③ 子会社株式及び関連会社株式	60	587	527
(4) エクイティ出資	11,129	11,129	—
資産計	649,239	649,786	546
(1) 支払手形及び営業未払金	58,331	58,331	—
(2) 短期借入金	103,125	103,125	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	163,651	163,651	—
(4) 1年内償還予定の社債	78,023	78,023	—
(5) 社債	825,000	874,718	49,718
(6) 長期借入金	1,114,426	1,146,046	31,619
負債計	2,342,558	2,423,896	81,338

(*1) 受取手形及び営業未収入金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び営業未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式等は取引所の価格によっており、債券は主として取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) エクイティ出資

これらの時価については、取引所の価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び営業未払金
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 短期借入金
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 1年内返済予定の長期借入金
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 1年内償還予定の社債
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 社債
これらの時価については、市場価格等によっております。
- (6) 長期借入金
長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
① 非上場株式等(*1)	25,954
② エクイティ出資(*2)	265,712
③ 敷金及び保証金(*3)	115,382
④ 受入敷金保証金(*4)	393,309

- (*1) 非上場株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。
- (*2) エクイティ出資のうち、市場価格がないものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。
- (*3) 賃借物件において預託している敷金及び保証金は、市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。
- (*4) 賃貸物件における賃借人から預託されている受入敷金保証金は、市場価格がなく、かつ、賃借人の入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であり、その他の預託金等についても、実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域及び海外（米国、英国等）において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルや賃貸商業施設等を所有しております。

なお、国内の賃貸オフィスビルの一部については、当社及び一部の連結子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する当連結会計年度末の連結貸借対照表計上額及び時価は、次の通りであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)
賃貸等不動産	3,327,104	5,792,464
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	182,876	286,600

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注) 2. 当連結会計年度末の時価は、以下によっております。

- (1) 国内の不動産については、主に「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額であります。
- (2) 海外の不動産については、主に現地の鑑定人による鑑定評価額であります。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

1,088円11銭

1株当たり当期純利益

60円13銭

その他の注記

1 減損損失

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

主な用途	種 類	場 所
賃貸資産その他（計5ヶ所）	土地、建物等	千葉県千葉市他

当社グループは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグループ化を行いました。なお、社宅等は共用資産としております。

その結果、地価の下落に伴い帳簿価額に対して著しく時価が下落している資産グループ及び賃料水準の低下や市況の悪化等により収益性が著しく低下した資産グループ5件について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（2,561百万円）として特別損失に計上しました。

その内訳は、土地1,665百万円、建物及び構築物他895百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額あるいは使用価値により測定しており、正味売却価額は主として不動産鑑定士による鑑定評価額を使用しております。また、使用価値は、将来キャッシュ・フローを主として5%で割り引いて算定しております。

(1) 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

定期借地契約に伴う原状回復義務及び建物等の賃借契約に伴う原状回復義務等であります。

契約に基づく残存年数等を使用見込期間と見積り、割引率は0.0%～2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

期首残高	1,122百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,586百万円
時の経過による調整額	24百万円
資産除去債務の履行による減少額	△43百万円
期末残高	2,689百万円

以下の通り、一部の資産除去債務については資産除去債務計上額より除いております。

当該有形固定資産については、建物の解体時に石綿の除去義務が発生しますが、過去において多数の関係者との調整が必要な再開廃等による取壊し以外に解体実績はなく、老朽化等を原因とする資産の物理的使用可能期間の予測による債務の履行時期の見積りが困難であり、具体的な経営計画に基づかない限り解体時期を見積ることができません。

また、石綿対策として、テナント退去時等、除去工事が可能な状況になった石綿は適時自主的に除去を実施しておりますが、当該自主的な除去作業の今後の進捗について過去におけるテナントの退去実績等から合理的に見積ることが難しく、当該有形固定資産の解体時における残存石綿量を見積ることができません。更に、当該石綿を除去するためのみにかかる費用を通常の解体費用と区分して見積めることは、困難であります。これらの理由から、決算日現在入手可能な証拠を勘案し最善の見積りを行いましたが、資産除去債務の範囲及び金額に対する蓋然性の予測が困難でありますので、当該債務について資産除去債務計上額から除いております。

商業施設の一部においては、定期借地契約上、契約期間が終了し返却する際の原状回復を求められているものがありますが、当該施設については実質的に再契約等により継続使用することが可能であり、また契約上、原状回復義務の履行の可能性を減ずる特約がある等の理由により、履行時期が不明確であります。また事業戦略上も、環境的にも事業を継続する状況であり、当該債務の履行を想定しておりません。このため、決算日現在入手可能な証拠を勘案し最善の見積りを行いました。また、資産除去債務の範囲及び金額に対する蓋然性の予測が困難でありますので、当該債務について資産除去債務計上額から除いております。

「所得税法等の一部を改正する法律」（2016年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（2016年法律第13号）が2016年3月29日に国会で成立し、2016年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.26%から、2016年4月1日に開始する連結会計年度及び2017年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、2018年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.62%となります。この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額、以下同じ）は、6,707百万円減少し、法人税等調整額の金額は同額減少しております。

– 13 –

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本												
	資本金	資本剰余金			利益剰余金							自己株式	株主資本 合計
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金					利 益 剰余金 合 計		
						特別償却 準備金	固定資産 圧 縮 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	141,373	170,485	3	170,488	21,663	3,626	125,093	10,805	108,254	79,723	349,167	△5,259	655,770
当 期 変 動 額													
剰 余 金 の 配 当										△20,812	△20,812		△20,812
当 期 純 利 益										43,418	43,418		43,418
自 己 株 式 の 取 得											－	△228	△228
自 己 株 式 の 処 分			△3	△3						△25	△25	102	73
特別償却準備金の積立						1,013				△1,013	－		－
特別償却準備金の取崩						△658				658	－		－
固定資産圧縮積立金の積立							14,226			△14,226	－		
固定資産圧縮積立金の取崩							△1,037			1,037	－		－
固 定 資 産 圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金 の 取 崩								△10,805		10,805	－		－
土地再評価差額金の取崩										△1,191	△1,191		△1,191
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）													
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△3	△3	－	355	13,188	△10,805	－	18,651	21,389	△126	21,259
当 期 末 残 高	141,373	170,485	－	170,485	21,663	3,982	138,282	－	108,254	98,374	370,556	△5,385	677,029

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	125,482	508,079	633,562	500	1,289,833
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△20,812
当 期 純 利 益					43,418
自 己 株 式 の 取 得					△228
自 己 株 式 の 処 分					73
特別償却準備金の積立					—
特別償却準備金の取崩					—
固定資産圧縮積立金の積立					—
固定資産圧縮積立金の取崩					—
固定資産圧縮特別 勘定積立金の取崩					—
土地再評価差額金の取崩					△1,191
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△37,847	16,511	△21,336	29	△21,307
当 期 変 動 額 合 計	△37,847	16,511	△21,336	29	△47
当 期 末 残 高	87,635	524,591	612,226	529	1,289,785

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
子会社及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
投資有価証券	
時価のあるもの	事業年度末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法
エクイティ出資	
時価のあるもの	事業年度末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産	個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
仕掛販売用不動産	同 上
開発用不動産	同 上

4 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産	定率法 ただし、横浜ランドマークタワー及び1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法
無形固定資産	定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見積期間（5年）に基づく定額法

5 引当金の計上基準

貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により計上しているほか、貸倒懸念債権等特定の債権については、債権の回収可能性を個別に検討して計上しております。
追加出資義務損失引当金	追加出資義務の履行に伴い発生する損失の見積額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職による給付及び執行役員の退職による退職慰労金の支払いに備えるため、従業員については当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、執行役員については内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。 従業員に係る退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 過去勤務費用及び数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により、過去勤務費用は発生時より、数理計算上の差異は翌事業年度より、それぞれ費用処理しております。
債務履行引受引当金	債務履行の引受けに伴い発生する損失の見積額を計上しております。
環境対策引当金	ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理等、環境対策に伴い発生する損失の見積額を計上しております。

6 繰延資産の処理方法

支出時に全額を費用として処理しております。

7 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を、振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
金利スワップ	借入金・社債
通貨スワップ	借入金
為替予約	関係会社株式

(3) ヘッジ方針

当社のリスクヘッジ取引は、当社の内規である「市場リスク管理規定」及び「リスク別管理要項」に基づき、金利変動リスク、為替変動リスクのヘッジを目的としております。

8 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

会計上の見積りの変更に関する注記

環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づくポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理につきましては、見積額の重要性が増したため、当事業年度より環境対策引当金（5,068百万円）を計上し、同繰入額を特別損失に計上しております。この結果、税引前当期純利益は5,068百万円減少しております。

貸借対照表に関する注記

1 有形固定資産の減価償却累計額 968,186百万円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

2 担保に供している資産

投資有価証券 65百万円

計 65百万円

3 偶発債務

(1) 保証債務

被保証者	債務の金額	債務の内容
三菱地所ロンドン社	64,322百万円 (397,250千英ポンド)	金融機関からの借入金
㈱三菱ライフサービス	290百万円	入居者への返還債務に対する保証
計	64,613百万円	

(2) キープウェルアグリメント

被保証者	債務の金額	債務の内容
MEC Finance USA	40,113百万円 (うち32,113百万円は285,000千米ドル)	社債等
計	40,113百万円	

MEC Finance USAの資金調達に係る信用を補完することを目的とし、キープウェルアグリメント（同意書）を締結しております。

(3) 追加出資義務

被保証者	債務の金額	債務の内容
大手町デベロップメント 特定目的会社	34,216百万円	金融機関からの借入金
計	34,216百万円	

大手町デベロップメント特定目的会社への追加出資義務については、当社の出資割合である50%となります。

4 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	9,001百万円	長期金銭債権	9,756百万円
短期金銭債務	250,838百万円	長期金銭債務	5,583百万円

5 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（2001年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税効果相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法により算出

再評価を行った年月日

2002年3月31日

6 エクイティ出資

エクイティ出資のうち、関係会社に該当する匿名組合及び特定目的会社に対する匿名組合出資及び優先出資等の金額は226,317百万円であります。

損益計算書に関する注記

関係会社との間の取引

営業収益

31,080百万円

営業費用

56,194百万円

営業取引以外の取引高

37,400百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

2,957,749株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	6,421百万円
未払賞与	857百万円
投資有価証券評価損	4,783百万円
たな卸資産評価損	1,984百万円
ゴルフ会員権評価損	288百万円
固定資産評価損	63,947百万円
土地再評価差額金	25,184百万円
債務履行引受引当金	1,321百万円
エクイティ出資評価損	9,108百万円
組織再編に伴う事業移転	9,093百万円
その他	21,220百万円
繰延税金資産小計	144,212百万円
評価性引当額	△83,210百万円
繰延税金資産合計	61,001百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	61,040百万円
退職給付信託設定益	7,393百万円
土地再評価差額金	265,890百万円
その他有価証券評価差額金	36,490百万円
固定資産評価差額	36,668百万円
その他	21,336百万円
繰延税金負債合計	428,820百万円
繰延税金負債の純額	367,818百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取 引 金 額 （百 万 円）	科 目	当 事 業 年 度 末 残 高 （百 万 円）
子会社	三菱地所 ロンドン社	所有 間接100%	債務保証 役員の兼任	債務保証（注）1	64,322	—	—
子会社	三菱地所 レジデンス㈱	所有 直接100%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付（注）2 貸付金の回収 受取利息（注）2 その他資本剰余金に よる配当	531,000 134,000 436 273,896	関係会 社 短期貸付金 — —	459,000 — —

取引条件及び取引条件の決定方針等

- （注）1. 三菱地所ロンドン社の銀行借入（397,250千英ポンド）の債務保証であります。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

929円23銭

1株当たり当期純利益

31円29銭

その他の注記

法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」（2016年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（2016年法律第13号）が2016年3月29日に国会で成立し、2016年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.26%から2016年4月1日に開始する事業年度及び2017年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、2018年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.62%となります。この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額、以下同じ）は3,809百万円減少し、法人税等調整額の金額は同額減少しております。

更に、土地再評価差額金に係る繰延税金負債の金額が14,935百万円、その他有価証券評価差額金に係る繰延税金負債の金額が2,041百万円減少し、純資産の部の土地再評価差額金、その他有価証券評価差額金がそれぞれ同額増加しております。

以 上